



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令 (環境九)

〔規 則〕

○国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則 (国家公安委二)

〔その他告示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務二五)

○タイ王国におけるターク県におけるミヤンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件 (外務一〇四)

○バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (同一〇五)

○ベネズエラ・ポリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件 (同一〇六)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件 (文部科学六六)

○労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録コンサルタント講習機関の代表者の氏名を変更した件 (厚生労働一二五)

○労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の規定により登録型式検定機関の代表者の氏名を変更した件 (同一二六)

○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件 (農林水産四四八)

○保安林の指定施設要件を変更する件 (同四四九、四五三)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件 (国土交通四二五)

○都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件 (同四二六)

○自衛隊の使用する船舶に対する信号符字を取消しする件 (防衛八七)

○都市計画に関する件 (北陸地方整備局一〇、一一)

○道路に関する件 (中部地方整備局三五)

○都市計画に関する件 (同三六)

○都市計画に関する件 (近畿地方整備局四二、四八)

○道路に関する件 (中国地方整備局三六)

○都市計画に関する件 (沖縄総合事務局七、一〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告 (法務省)

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

除籍の一部が滅失した件 (法務省告示配六三)

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省 令

○環境省令第九号

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 (平成三年政令第三百二十七号) 第二十九条の規定に基づき、認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令を次のように定める。

令和八年三月三十日

環境大臣 石原 宏高

使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令

(認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託に係る書面の記載事項)

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(以下「令」という)第二十九条第一号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託に係る使用済指定再資源化製品(産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう)であるものに限り。以下同じ。)の数量
- 二 委託を行う認定自主回収・再資源化事業者の氏名又は名称、住所及び認定番号
- 三 承諾の年月日
- 四 法第五十七条第二項に規定する行為を委託しようとする者(以下「受託者」という)の氏名又は名称
- 五 受託者が個人の場合にあつては、その住所
- 六 受託者が法人の場合にあつては、その法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第十六項に規定する法人番号をいう)

(認定自主回収・再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項)

第二条 令第二十九条第二号二の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 認定自主回収・再資源化事業者が受託者に支払う料金

項)

項)

項)

項)

三 使用済指定再資源化製品の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る使用済指定再資源化製品の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地及び当該場所に係る積替えのための保管上規

四 認定自主回収・再資源化事業者の有する委託に係る使用済指定再資源化製品の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

報

イ 当該使用済指定再資源化製品の性状及び荷姿に関する事項

ロ 当該使用済指定再資源化製品以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ その他当該使用済指定再資源化製品を取り扱う際に注意すべき事項

五 委託契約の有効期間中に委託に係る使用済指定再資源化製品に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項

六 委託契約に係る業務終了時の受託者の認定自主回収・再資源化事業者への報告に関する事項

七 委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る使用済指定再資源化製品の取扱いに関する事項

(委託契約書の保存期間)

第三条 令第二十九条第三号の環境省令で定める期間は、五年とする。

附則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二号

公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)の施行に伴い、国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十九年国

家公安委員会規則第二号)は、廃止する。

附則

この規則は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

その他告示

○法務省告示第二十五号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月三十日

法務大臣 平口 洋

名古屋法務局所属 加島 滋人

金沢地方法務局所属 鍋木 伸生

○外務省告示第四百四号

令和八年二月十七日にバンコクで、タイ王国におけるタイク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 タイク県におけるミャンマーからの避難民のための保健医療サービス強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 四億五千三百万円

3 贈与の供与期限 令和九年二月二十八日

4 署名者

日 本 側 大鷹正人在タイ大使

世界保健機関側 アイラン・リー在タイ事務所 代表

令和八年三月三十日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五百号

令和八年二月十八日にブリッジタウンで、バルバドスにおけるカリブ緊急オペレーションセンター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 カリブ緊急オペレーションセンター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 三億千三百万円

3 署名者

日 本 側 宮坂祐介在バルバドス大使

世界食糧計画側 ダニエル・ロングハースト

カリブ・マルチカントリー事務所副代表兼代表代行

令和八年三月三十日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第六百六号

令和八年二月十九日にジュネーブで、ベネズエラ・ポリバル共和国における医学教育環境整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界保健機関との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 医学教育環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

○文部科学省告示第六十六号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令(平成十七年文部科学省令第四十四号)第五条第一項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するもの算定方法を定める告示(平成二十年文部科学省告示第七十七号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

文部科学大臣 松本 洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。</p> <p>2 令和八事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。</p>	<p>附則</p> <p>令和七事業年度における本則の適用については、本則中「除して得た量」とあるのは「除して得た量に五分の一を乗じて得た量」とする。</p>

○厚生労働省告示第二百二十五号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)第二十五条の九の規定により、同令第二十五条の八第一項の登録コンサルタント講習機関について、同令第二十五条の六第二項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があつたので、同令第二十五条の十九の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
中央労働災害防止協会	東京都港区芝五丁目三十五番二号	十倉 雅和	筒井 義信	令和七年六月一日



○農林水産省告示第四百五十号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年三月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 所 福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字岩ノ入一五二〇の一、字水上山二二七六、大字翁沢字君ヶ下九二四、大字若宮字高森山甲二九八八の八二、字吾妻山甲二九八八の七七六、字小白布山甲二九八八の一三〇から甲二九八八の一三二まで

- (二) 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
 (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字高森山甲二九八八の八二・字小白布山甲二九八八の一三〇・甲二九八八の一三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 所 福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字牛沢山乙三九九〇の一
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備  
 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百五十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年三月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島県郡山市逢瀬町多田野字ソノノ木堂の一三、一の五（国有林）、字狐塚一の四、一の五・一の六（以上二筆国有林）、字高篠一の一、一の四、一の七、字黒岩山一の一、字大木立一の一、字入狐塚一、字トケ森一、字釜場山一の一、一の二、字吹倒一、字滑石一、字額取一の一、一の二、字水道山一の一、字猿ヶ番場一の一から一の三まで、字三ノ沢一、字鳥海沢一の一、字コウスベ一、字大萱野一、字片平萱一の一、字半兵衛釜一、字二本ブナ一、字胡桃滝一、字石切場一の二（国有林）、一の一、一の三、一の四、字二ノ沢一、逢瀬町河内字大岩山一の一から一の一六まで、一の一八から一の二〇まで、湖南町横沢字伊藤落二六二七の一、湖南町中野字櫛ヶ峯六六一〇

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 農林水産省告示第四百五十二号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年三月三十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島県あわら市清滝五七字北一ノ谷一、五八字北二ノ谷一の一、一の二、五九字北三ノ谷一の一から一の六まで、六〇字口ノ谷一から三ま

- で、六一字水坪一、六二字荒谷一、六三字金神坊一、二、六四字奥ノ谷一の一、一の二、六五字神戸谷一、六六字南一ノ谷一の一、六七字南二ノ谷一の一から一の三まで、一の六、六八字南三ノ谷一の一から一の三まで、六九字北郷坂一の一から一の三まで、七〇字剣岳一、二、七一字長房谷一の一、一の四、一の五、七二字長尾一の一、七三字北又一の一、七四字間元一の一、七五字松木谷一の一

で、六一字水坪一、六二字荒谷一、六三字金神坊一、二、六四字奥ノ谷一の一、一の二、六五字神戸谷一、六六字南一ノ谷一の一、六七字南二ノ谷一の一から一の三まで、一の六、六八字南三ノ谷一の一から一の三まで、六九字北郷坂一の一から一の三まで、七〇字剣岳一、二、七一字長房谷一の一、一の四、一の五、七二字長尾一の一、七三字北又一の一、七四字間元一の一、七五字松木谷一の一

保安林として指定された目的 水源の涵養  
 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 農林水産省告示第四百五十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
 令和八年三月三十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島県坂井市丸岡町女形谷六二字南ヶ谷一の一、一の二、三、四、五の一から五の三まで、六、七、八の一、八の二、九の一、六三字岩ヶ谷一、三、四、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の七まで

- 二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第四百二十五号  
 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八条第一項の規定により長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり告示する。  
 令和八年三月三十日

- 国土交通大臣 金子 恭之
- 一 市街地再開発事業の種類及び名称  
 長岡都市計画事業大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業
- 二 事業施行期間  
 事業計画の認可の公告の日から令和八年度まで
- 三 施行地区  
 新潟県長岡市大手通二丁目、表町二丁目、坂之上町二丁目及び東坂之上町二丁目の各一部
- 四 施行者の名称  
 独立行政法人都市再生機構
- 五 事務所の所在地  
 新潟県長岡市東坂之上町二丁目五番地十一
- 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日  
 平成三十一年三月十三日
- 七 施行規程の変更の認可の年月日  
 令和元年九月十一日（第一回変更）  
 令和三年五月二十四日（第二回変更）  
 令和五年三月二十二日（第三回変更）  
 令和七年二月二十七日（第四回変更）
- 八 事業計画の変更の認可の年月日  
 令和元年九月十一日（第一回変更）  
 令和三年五月二十四日（第二回変更）  
 令和四年八月十二日（第三回変更）  
 令和五年三月二十二日（第四回変更）  
 令和七年五月十二日（第六回変更）  
 令和七年五月十二日（第七回変更）  
 令和八年三月三十日（第八回変更）

国土交通省告示第四百二十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十八條第一項の規定により東京都計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第十九條第一項の規定により次のとおり告示する。

- 一 市街地再開発事業の種類及び名称
東京都計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業
二 事業施行期間
事業計画の認可の公告の日から令和十二年度まで

防衛省告示第八十七号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

- 信号符字 番号 名称 取消年月日
J S N B 六八五 とよしま 令和八年二月二十五日

北陸地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 富山県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十六年建設省告示第八百三十六号富山高岡広域都市計画、小矢部都市計画、砺波都市計画、南砺都市計画及び福岡都市計画下水道事業小矢部川流域下水道
三 事業施行期間 自昭和五十六年十一月十八日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

北陸地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 富山県
二 都市計画事業の種類及び名称 平成四年建設省告示第千二百四号富山高岡広域都市計画及び富山南都市計画下水道事業神通川左岸流域下水道
三 事業施行期間 自平成四年六月十二日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

三 施行地区

- 一 東京都港区北青山三丁目の一部
二 施行者の名称
三 独立行政法人都市再生機構
四 事務所の所在地
東京都港区北青山二丁目十二番二十八号
五 施行規程及び事業計画の認可の年月日
令和五年八月九日
六 施行規程の変更の認可の年月日
令和八年三月三十日（第一回変更）
七 事業計画の変更の認可の年月日
令和八年三月三十日（第一回変更）
八 事業計画の変更の認可の年月日
令和八年三月三十日（第一回変更）

中部地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

- その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月三十日
路線名 供用開始の期日
四十一号 高山市一之宮町字薄越七七九番一から同市一之宮町字薄越七七九番八まで
供用開始の期日 令和八年三月三十日
中部地方整備局長 森本 輝
図面縦覧場所
中部地方整備局及び同局高山国道事務所

中部地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 愛知県
二 都市計画事業の種類及び名称 東三河都市計画道路事業三・三・二十八号姫街道線
三 事業施行期間 自令和八年三月三十日至令和二十六年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 愛知県豊川市中央通二丁目並びに北浦町並びに中央通一丁目並びに古宿町北浦及び中通並びに豊川町伊呂通及び波通並びに馬場町弁天前及び上石畑地内
使用の部分 なし

近畿地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 滋賀県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十七年建設省告示第五百四十五号大津湖南都市計画、甲賀都市計画及び近江八幡八日市都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区、勝部出庭排水区）
三 事業施行期間 自昭和四十七年三月二十四日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 滋賀県
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第三百九号大津湖南都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（湖西処理区）
三 事業施行期間 自昭和五十三年三月十三日至令和十三年三月三十一日
四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第四十四号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 一 施行者の名称 滋賀県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十七年建設省告示第二百五十六号長浜北部都市計画、米原東北部都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖北都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）
- 三 事業施行期間 自昭和五十七年二月二十三日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 一 施行者の名称 滋賀県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二年建設省告示第千五百二十三号高島都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（高島処理区）
- 三 事業施行期間 自平成二年九月一日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 一 施行者の名称 和歌山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年近畿地方整備局告示第百六十九号新宮都市計画道路事業三・四・八号バイパス線及び三・四・三十四号県道百五十三号線
- 三 事業施行期間 自令和二年十一月二十四日至令和十年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 一 施行者の名称 和歌山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十年近畿地方整備局告示第五十四号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線
- 三 事業施行期間 自平成三十年三月二十二日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第四十八号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

- 一 施行者の名称 和歌山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 令和三年近畿地方整備局告示第十七号紀の川都市計画道路事業三・四・四号打田重行線
- 三 事業施行期間 自令和三年二月十六日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十日

中国地方整備局長 杉中 洋一

- その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
- |       |  |                      |
|-------|--|----------------------|
| 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間  | 図 面 縦 覧 場 所          |
| 百九十一号 | 萩市大字平安古町字平安古二五七番二から同市大字平安古町字遠年五八四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

○沖繩総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖繩総合事務局局長 小八木大成

- 一 施行者の名称 沖繩県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十四年沖繩総合事務局告示第三十号那覇広域都市計画道路事業三・四・八号バイパス線及び三・四・三十四号県道百五十三号線
- 三 事業施行期間 自平成十四年十一月十五日至令和十一年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○沖繩総合事務局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖繩総合事務局局長 小八木大成

- 一 施行者の名称 沖繩県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年沖繩総合事務局告示第五号那覇広域都市計画道路事業三・二・四号那覇内環状線
- 三 事業施行期間 自平成二十四年二月十五日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地

取用の部分 変更なし  
 使用の部分 なし

○沖繩総合事務局告示第九号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖繩総合事務局長 小八木大成

- 一 施行者の名称 沖繩県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十三年沖繩総合事務局告示第七号宮古都市計画道路事業
- 三・四 三号市場通り線、三・四・平二号東環状線及び三・四・平五号荷川取線
- 三 事業施行期間 自平成二十三年三月二十二日至令和十一年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○沖繩総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

沖繩総合事務局長 小八木大成

- 一 施行者の名称 沖繩県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年沖繩総合事務局告示第五十六号那覇広域都市計画道路事業一・四・二号南部東道路及び南城都市計画道路事業一・四・一号南部東道路
- 三 事業施行期間 自平成二十八年十一月十六日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

国会事項

参議院

議案付託  
 三月二十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。  
 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第九号）  
 文教科学委員会に付託

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理  
 外務大臣 木原 稔  
 外務大臣 藤本 圭佑  
 規定により臨時に外務大臣の職務を行う外務大臣に指定する（三月二十五日）

国家公安委員会

（警察庁生活安全局人身安全・少年課人身安全対策室長）警 視正 萩岐 恭秀  
 警視長に任命する  
 和歌山県警察本部長を命ずる（三月二十三日）  
 警察 庁

叙位・叙勲

○叙位  
 京谷 宗雄 竹間 信顯 野澤 高  
 引地 和之 山下 兼紀  
 從五位に叙する（各通）  
 伊藤 正 小川 徳喜 鈴木 勝一  
 根本 弘征 芳賀 徳也 林 隆  
 藤本 圭佑 森田 哲生 山内 隆  
 正六位に叙する（各通）

岡部 吉彦 荻野 恒男 清水 和夫  
 竹俣 文吾 津久井陸雄 堀之口 隆  
 松田 勝文  
 從六位に叙する（各通）  
 西丸 一  
 從五位に叙する（各通）  
 長澤伸一郎  
 從七位に叙する（以上二月十九日）  
 本保 忠顯  
 三崎 拓郎  
 從四位に叙する（各通）  
 山本 八造  
 正五位に叙する  
 市川 重徳  
 盛 貢  
 從五位に叙する（各通）  
 石川 仁 石澤 義久 圓谷 徹雄  
 岡本 孝広 諦乘 顯 高島 力  
 宮川 定幸 横山 實  
 正六位に叙する（各通）  
 伊藤 英明 太田 潔 片桐 登  
 杉本 五平 鈴木 廣茂 山本 雅信  
 從六位に叙する（各通）  
 鈴木 正治  
 正七位に叙する  
 青山 宣雄 菅原 忠司 中川 元弘  
 從七位に叙する（各通）（以上二月二十日）  
 安孫子平次 河本 和雄 村上 芳文  
 （東京大学名誉教授）  
 從四位に叙する  
 大石 有孝 福岡 銃二  
 從五位に叙する（各通）  
 阿部 隆 岩崎 一男 小笠原武俊  
 片峰日出男 小林 弘子 山本 優  
 （福井県南越前町議会議員）  
 若生 英夫  
 正六位に叙する（各通）  
 浅野 雅彦 伊貝 守男 植田 五男  
 佐藤 賢治 高橋 正雄 代島 強  
 （神奈川県警部）  
 野村 正司 花里 榮 古谷 尚一  
 保坂 法彦 前田 強 宮島 敏彦  
 吉岡 正三 渡邊 正紀  
 從六位に叙する（各通）  
 渡部 寛一  
 正七位に叙する  
 木村 民男  
 從七位に叙する（以上二月二十一日）

（九州大学名誉教授）  
 正四位に叙する  
 （山形大学名誉教授）  
 從四位に叙する  
 歌代 耕平 檜垣 章  
 從五位に叙する（各通）  
 伊澤 紀夫 山根 敏春  
 正六位に叙する（各通）  
 池田 勝太 岡田 義孝 奥富 喜康  
 小杉 史朗 武田 良文 中村 芳三  
 平吹 禎佑 平山 浩三 古澤 和治  
 山崎 守洋  
 從六位に叙する（各通）  
 （長崎県警部補）  
 永石 純大 二村 茂樹  
 八幡 正信 山城 毅  
 正七位に叙する（各通）  
 住谷 貢 横川 照夫  
 從七位に叙する（各通）（以上二月二十二日）  
 ○叙勲  
 旭日双光章を授ける  
 大島三三一  
 旭日单光章を授ける  
 中村 銃司  
 旭日单光章を授ける（以上二月十九日）  
 安孫子平次 河本 和雄 村上 芳文  
 旭日单光章を授ける（各通）（二月二十日）  
 （福井県南越前町議会議員）  
 山本 優  
 旭日双光章を授ける（二月二十一日）  
 山本 忠興  
 旭日单光章を授ける（二月二十二日）  
 伊藤 正 西丸 一 竹間 信顯  
 根本 弘征 芳賀 徳也 林 顯  
 瑞宝双光章を授ける（各通）  
 堀之口 隆 松田 勝文  
 岡部 吉彦  
 瑞宝单光章を授ける（各通）（以上二月十九日）  
 （富山大学名誉教授）  
 石澤 義久 市川 重徳  
 岡本 孝広 横山 實  
 瑞宝小綬章を授ける（各通）  
 圓谷 徹雄 太田 潔  
 片桐 登 鈴木 正治  
 瑞宝双光章を授ける（各通）  
 伊藤 英明 菅原 忠司  
 瑞宝单光章を授ける（各通）（以上二月二十日）

(東京大学名誉教授)	児玉 徹	7	平賀 裕也	8	桜田龍之介
瑞宝中綬章を授ける	阿部 隆	9	小坂 輝	10	西堀 俊輔
瑞宝小綬章を授ける	花里 榮	11	小田麻衣子		
片峰日出男 野村 正司		申請法務局	さいたま		
瑞宝双光章を授ける(各通)		1	前川 彰	2	福嶋 常
木村 民男 佐藤 常美 代島 強		申請法務局	千葉		
(神奈川県警部)	對馬伸一	1	吉良 亮一	2	成毛 省司
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月二十一日)	山田和敏	3	小野 浩	4	堤 晋哉
(九州大学名誉教授)	高島 良正	5	仲野 俊之	6	岡野 露徳
瑞宝中綬章を授ける	歌代 耕平	7	四方 佳奈	8	佐藤 方己
(山形大学名誉教授)	神尾 彪	申請法務局	水戸		
瑞宝小綬章を授ける(各通)	章 山根 敏春	1	堀内 建斗		
瑞宝双光章を授ける(各通)	二村 茂樹	申請法務局	前橋		
(静岡県公立学校長)	八幡 正信	1	角田 圭介		
瑞宝単光章を授ける(各通)(以上二月二十二日)	横川 照夫	申請法務局	静岡		
瑞宝双光章を授ける(二月二十三日)	植木 義春	1	原 国太郎	2	鈴木 幸幸
		3	内田慎太郎	4	米澤 裕嗣
		5	山下 禎生		
		申請法務局	長野		
		1	酒井 良明	2	加藤 一輝
		申請法務局	大阪		
		1	高井 優一	2	南部 琢
		3	高木 里佳	4	藤田 勝哉
		5	東郷 裕規	6	板垣 改
		申請法務局	京都		
		1	高橋 翔	2	西尾 健大
		申請法務局	神戸		
		1	黒越 慎司		
		申請法務局	奈良		
		1	奥田 眞矢	2	生駒 奉文
		申請法務局	和歌山		
		1	中畑 孝規		
		申請法務局	名古屋		
		1	松田 明久	2	山口 武司
		3	山上 篤志	4	鳥居隆志郎
		申請法務局	岐阜		
		1	荒井 ジャステン優司		
		2	高橋 厚土		
		申請法務局	福井		
		1	森下 篤郎		
		申請法務局	広島		
		1	松野 正之	2	要田 勲
		3	篠原 慈幸	4	北川 嵩大
		5	金本 佳三	6	松浦 清文
		7	中尾 雅寛	8	産本 元

### 官庁報告

#### 官庁事項

**土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定を受けた者の公告**

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第3条第2項第2号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和8年3月30日 法務大臣 平口 洋

申請法務局 東京

申請番号	氏名	申請番号	氏名
1	馬場 清彦	2	成住 邦雄
3	岩崎真美子	4	沖本 剛志
5	水沢 聡	6	小林 竜大
7	早川 任		

申請法務局 横浜

1	島田 博美	2	山本 竜海
3	重永 武	4	原 賢司
5	白土久美子	6	境 恵子

申請法務局 山口

1	瀬口 蔵弘	2	松岡 達也
---	-------	---	-------

申請法務局 鳥取

1	井塚 晃聖		
---	-------	--	--

申請法務局 福岡

2	小浦 一豪	3	上村 和広
4	廣池 邦子	5	釜谷 亮一
6	森川 敦貴	7	江藤 史明
8	水上 裕介	9	丸山 哲也
10	升永 亮介	11	園田 彬人

申請法務局 熊本

1	高橋 弘司		
---	-------	--	--

**法務省告示第六十三号**

福岡県飯塚市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

令和八年三月三十日 法務大臣 平口 洋

福岡県飯塚市大字鱸田十九百四十三番地ノ一

小田安太郎

**法務省告示第六十四号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年三月三十日 法務大臣 平口 洋

住所 大阪府平野区  
グエン・ティ・サン・ホアイ 昭和59年11月18日生  
ファム・ミカ 平成28年6月17日生

住所 東京都新宿区  
アスラノバ・アファグ・フィズリ 昭和56年12月15日生

住所 千葉県中央区  
メイ・カレヤー・ウー 平成3年12月21日生

住所 東京都立川市  
ゴ・ティ・フウォン・リー 平成8年3月1日生

住所 愛知県小牧市  
ピント・ゴンザレス・トシオ 平成17年5月31日生

**関東地方整備局公示**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日 関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 路線名 十四号  
(三) 占用を制限する区域

区 域 備考

東京都江戸川区松島一丁目二七〇〇番一から同区中央一丁目二三八番六まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)。  
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

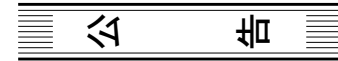
(六) 占用の制限の開始の期日 令和八年三月三十一日

(七) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局管轄国道事務所

住所 東京都世田谷区  
グエン・ティ・ミ・ホア 昭和61年8月16日生  
ホアン・フック 昭和60年12月11日生  
ホアン・カウ・フォン 平成25年1月3日生  
住所 横浜市磯子区  
テミルカノフ・アリー・テミルカノピッチ 昭和61年6月26日生  
住所 川崎市多摩区  
ハウ・ウィン・イー 昭和56年12月5日生  
住所 東京都中央区  
スルーシ・ガーボル・シャンドル 昭和62年7月31日生  
住所 東京都板橋区  
トラン・ミー・フォン 昭和43年12月10日生  
住所 東京都杉並区  
潘甘誠 昭和38年7月1日生  
住所 横浜市西区  
ユラソワ・イリーナ・セルゲエヴナ 平成2年1月23日生  
住所 東京都世田谷区  
リーム・ラシム・アハマド・アルホワリ 平成4年12月8日生  
住所 東京都江東区  
方以盈 平成6年4月1日生  
住所 大阪府枚方市  
宋敏寛 平成6年2月19日生  
住所 埼玉県川越市  
カリナ・キモト・レアル 昭和57年9月27日生  
住所 静岡県榛原郡吉田町  
ジャンカルロ・ノブヨシ・エスベホ・ガラテ 平成9年8月29日生  
住所 愛知県弥富市  
ナゼル・フセイン・モハメッドフセイン 平成14年6月4日生  
ナゼル・フセイン・メズガン 平成15年12月10日生  
住所 神戸市須磨区  
康貴大 平成6年9月24日生  
住所 東京都台東区  
スリラム・シバラマキリシュナン 昭和43年11月26日生  
住所 大阪府泉大津市  
康豊 昭和36年12月31日生  
住所 石川県金沢市  
許憐子 昭和50年7月4日生  
住所 千葉市花見川区  
サガル・ラマ 平成6年4月14日生

住所 東京都江戸川区  
ギリシュ・スレシュ・デシュバンデ 昭和48年9月11日生  
ガウリ・ギリシュ・デシュバンデ 昭和50年9月25日生  
シッダールタ・ギリシュ・デシュバンデ 平成18年1月11日生  
住所 奈良県生駒市  
トクダ・エフゲニア 昭和63年5月12日生  
住所 東京都世田谷区  
ノリオ・イチカワ 昭和54年8月29日生  
住所 東京都江戸川区  
王薔 平成10年2月9日生  
住所 京都市南区  
アニッシュ・レグミ 平成5年11月27日生  
住所 東京都江東区  
ガルヘーナゲー・パサン・マドゥランガ・ディ・アルウィス 平成9年10月25日生  
住所 沖縄市  
ラジクマル・ラム・ビルダナニ 昭和57年11月13日生  
シャーリ・ラジクマル・ビルダナニ 昭和53年9月15日生  
レハーン・ビルダナニ 平成25年12月26日生  
リシャーン・ビルダナニ 平成28年3月28日生  
住所 愛知県高浜市  
リリアナ・ミチコ・イノウエ 昭和46年1月23日生  
エンゾ・ルカス・ゴンドウ 平成18年9月25日生  
エイジ・ゴンドウ 平成21年8月1日生  
アイミ・ゴンドウ 平成24年3月1日生  
住所 名古屋市東区  
マイカ・ユニス・ペドラザ・アティエンザ 平成13年7月12日生  
住所 千葉県松戸市  
アヌバ・タバ 昭和60年2月24日生  
カルナ・クオル 昭和57年8月3日生  
アヌカラン・タバ 平成22年6月29日生  
アヤカ・タバ 平成30年9月3日生  
住所 東京都練馬区  
ラズ・カルキ 昭和63年3月6日生  
住所 埼玉県本庄市  
レチシア・メイ・サカタ 平成9年10月8日生  
住所 埼玉県川越市  
マーク・エンジェロ・カバイス 平成8年3月10日生  
住所 埼玉県ふじみ野市  
マーラ・カバイス 平成14年1月29日生

住所 横浜市神奈川区  
全英樹 昭和42年2月1日生  
住所 神奈川県大和市  
トラン・ティン・ルック 平成5年5月10日生  
住所 千葉県野田市  
ラジュ・バンディ 昭和61年8月5日生  
マユミ・バンディ 令和3年12月26日生  
マユン・バンディ 令和6年6月13日生  
住所 東京都荒川区  
李英恵 昭和62年8月7日生  
住所 東京都荒川区  
李美恵 平成2年8月31日生  
住所 茨城県牛久市  
成大周 昭和39年9月27日生  
李源泉 昭和42年5月28日生  
成大誠 平成11年10月30日生  
成誠周 平成13年4月18日生  
住所 茨城県牛久市  
朴喜淑 昭和12年11月14日生  
住所 東京都大田区  
朴敬吾 平成6年9月17日生  
住所 東京都杉並区  
朴珠里 平成11年10月7日生  
住所 千葉県鎌ヶ谷市  
リヤナ・パティランネヘラゲ・プブドウ・ガヤン・ティラカラタナ 昭和58年12月27日生  
住所 東京都荒川区  
常語祺 平成10年10月29日生  
住所 東京都江東区  
張嘉麗 平成7年9月21日生  
住所 東京都町田市  
金眞榮 昭和56年10月13日生  
住所 東京都八王子市  
関徳晴 平成19年4月11日生  
住所 千葉県成田市  
リナ・ガイレ・バンダリ 平成11年1月10日生  
マヌシ・バンダリ 令和3年6月8日生  
バンダリ・マナブ 令和7年8月25日生  
住所 愛知県安城市  
シベレ・アケミ・コウダ 昭和56年6月17日生  
ピアンカ・アリサ・コウダ・マルオ 平成20年3月25日生  
ダヴィ・トシユキ・コウダ・マルオ 平成24年8月29日生  
住所 愛知県岩倉市  
金保賢 昭和36年4月20日生



經 営 者

工場財団

新潟県上越市西城町二丁目2番27号上越ケーブルビジョン株式会社の工場財団に新潟県上越市西城町二丁目字中殿町通33番地38上越ケーブルビジョンの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和8年3月30日

新潟地方法務局上越支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年(家)第40004号

札幌市中央区大通西14丁目1番地

申立人 北海道信用保証協会

本籍北海道岩見沢市4条東6丁目4番地1、最後の住所北海道岩見沢市4条東6丁目4番地1、死亡の場所北海道岩見沢市、死亡年月日令和7年6月12日、出生の場所北海道岩見沢市、出生年月日昭和43年5月28日、職業法人代表者

被相続人 亡 安藤 勇人

北海道岩見沢市8条西18丁目24番地真山司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 真山奈津希

催告期間満了日 令和8年10月9日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

**令和8年(家)第20001号**

栃木県栃木市大平町西野田563番地6  
申立人 高橋 勉

本籍栃木県栃木市大平町真弓1606番地2、最後の住所栃木県栃木市大平町真弓1606番地2、死亡の場所栃木県栃木市、死亡年月日令和7年10月1日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和33年4月24日、職業会社員

被相続人 亡 高橋 義和  
事務所栃木県小山市八幡町1丁目1番5号  
オフィス115-101号室 鹿村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鹿村 庸平  
催告期間満了日 令和8年10月6日  
宇都宮家庭裁判所栃木支部

**令和7年(家)第20059号**

栃木県足利市井草町2407番地1

申立人 足利小山信用金庫  
本籍栃木県足利市樺崎町112番地、最後の住所栃木県足利市樺崎町112番地1、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日令和7年7月13日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和46年12月16日、職業会社役員

被相続人 亡 羽生 昭博  
栃木県足利市丸山町614-1 清和ビル101・102富岡法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 富岡 規雄  
催告期間満了日 令和8年10月9日  
宇都宮家庭裁判所足利支部

**令和8年(家)第131号**

茨城県高萩市大字上手網1677番地

申立人 岡野 大樹  
本籍茨城県高萩市大字高戸348番地、最後の住所茨城県高萩市大字高戸348番地、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和7年11月2日、出生の場所茨城県高萩市、出生年月日昭和23年9月29日、職業無職

被相続人 亡 大森 康裕  
事務所茨城県日立市幸町1丁目11番4号ソニアビル3階さわやか日立法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白土 大作  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
水戸家庭裁判所日立支部

**令和8年(家)第20007号**

群馬県高崎市柴崎町1246-5

申立人 落合 守夫  
本籍群馬県高崎市中居町1丁目26番地7、最後の住所群馬県高崎市中居町1丁目26番地7、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日推

定令和7年6月7日、出生の場所群馬県吾妻郡中之条町、出生年月日昭和42年1月2日、職業不明

被相続人 亡 吉田 政昭  
群馬県前橋市南町2丁目43番地2 SK21ビルA棟6階小淵法律事務所  
相続財産清算人 小淵喜代治  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
前橋家庭裁判所高崎支部

**令和8年(家)第10037号**

埼玉県坂戸市横沼190

申立人 齋藤 直志  
本籍埼玉県坂戸市大字横沼680番地、最後の住所埼玉県坂戸市大字横沼680番地、死亡の場所埼玉県坂戸市、死亡年月日令和7年10月以下不詳、出生の場所埼玉県坂戸市、出生年月日昭和30年10月31日、職業無職

被相続人 亡 齋藤 弘之  
事務所埼玉県富士見市大字上南畑2049番地  
若野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 若野 滋男  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
さいたま家庭裁判所川越支部

**令和7年(家)第30248号**

東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
申立人 株式会社オリエンコーポレーション  
本籍千葉県船橋市松が丘4丁目30番、最後の住所千葉県船橋市松が丘4丁目30番16号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年2月6日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和29年1月29日、職業不明

被相続人 亡 近藤 啓治  
事務所千葉県市川市南八幡4丁目5番20号エムワイビル5Aアライズ総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 隆文  
催告期間満了日 令和8年11月5日  
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第73056号**

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
本籍東京都世田谷区大原1丁目36番、最後の住所東京都世田谷区大原1丁目36番12号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和5年12月29日、出生の場所茨城県鹿島郡大同村、出生年月日昭和27年3月14日、職業不詳

被相続人 亡 白田 武雄

事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号  
東京交通会館11階 銀座第一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白土 麻子(戸籍上の氏梅野)

催告期間満了日 令和8年10月31日  
東京家庭裁判所

**令和8年(家)第70100号**

神奈川県厚木市上落合499-13

申立人 小坂しのぶ  
本籍東京都文京区本駒込2丁目16番地、最後の住所東京都江東区大島6丁目1番6-431号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和26年11月18日、職業無職

被相続人 亡 大菅 和之  
事務所東京都千代田区有楽町2丁目10番1号  
東京交通会館11階 銀座第一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大谷 郁夫  
催告期間満了日 令和8年10月31日  
東京家庭裁判所

**令和8年(家)第90094号**

申立人 国  
本籍東京都北区栄町26番地4、最後の住所東京都調布市国領町8丁目2番地65ときわぎ国領、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日令和4年12月17日、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和8年2月7日、職業無職

被相続人 亡 真杉 祥子  
事務所東京都中野区中野5丁目67番6号ビジネスハイツ中野7階705号室 慶福法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 金子 玄  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和8年(家)第90132号**

東京都西東京市田無町3丁目3番2号グラントソレイユ田無503号室

申立人 井上 明子  
本籍埼玉県所沢市西所沢1丁目53番地、最後の住所東京都小平市小川西町2丁目35番2号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和8年1月6日、出生の場所長野県北佐久郡中津村、出生年月日昭和8年1月26日、職業無職

被相続人 亡 吉田昭八郎  
事務所東京都新宿区新宿5丁目17番2号YMビル501 香川法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 香川 美里  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和8年(家)第8108号**

金沢市三口新町3-20-16

申立人 不破 伸一  
本籍北海道根室市朝日町2丁目8番地、最後の住所石川県金沢市久安5丁目213番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年4月14日、出生の場所北海道根室郡根室町、出生年月日大正15年10月8日、職業無職

被相続人 亡 若狭 美代  
事務所金沢市兼六元町9番40号 弁護士法人金沢合同法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 徳田 隆裕  
催告期間満了日 令和8年10月9日  
金沢家庭裁判所

**令和7年(家)第784号**

岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2  
申立人 八百津町  
本籍岐阜県加茂郡八百津町潮見415番地の4、最後の住所岐阜県加茂郡八百津町潮見656番地の3、死亡の場所岐阜県瑞浪市、死亡年月日平成5年6月28日、出生の場所岐阜県加茂郡八百津町、出生年月日昭和23年2月14日、職業不詳

被相続人 亡 柘植 信子  
事務所岐阜県美濃加茂市太田町1940-18アルゴビル1階みのかも法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐久間良直  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
岐阜家庭裁判所御嵩支部

**令和8年(家)第4005号**

京都府宮津市宇江尻1023番地の8  
申立人 浦西亜友美  
本籍京都府宮津市宇江尻1026番地、最後の住所京都府宮津市宇江尻131番地、死亡の場所京都府宮津市、死亡年月日令和7年3月30日頃、出生の場所京都府宮津市、出生年月日昭和30年11月16日、職業不明

被相続人 亡 酒井 義夫  
事務所京都府福知山市駅前町322番地三右衛門ビル2階 塩見法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 塩見 満  
催告期間満了日 令和8年10月15日  
京都家庭裁判所宮津支部

**令和7年(家)第81678号**

大阪市阿倍野区橋本町2-12  
申立人 滝田 和典  
本籍大阪府大阪市阿倍野区阪南町3丁目24番、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町4丁目2番29号 ネオス501号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和25年3月11日、職業代表取締役  
被相続人 亡 滝田 雅和  
大阪市北区西天満2丁目2番3号 ユニシオ西天満二丁目A05号  
相続財産清算人 弁護士 西岡 健介  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81705号**

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍徳島県阿南市那賀川町原181番地、最後の住所大阪市旭区新森5丁目12番12号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日平成30年12月17日、出生の場所徳島県那賀郡那賀川町、出生年月日昭和15年11月21日、職業不明  
被相続人 亡 瀬川 紀子  
大阪市北区西天満1丁目7番4号協和中之島ビル6階  
相続財産清算人 弁護士 渡辺 麻紀  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81708号**

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍愛媛県今治市大三島町肥海3572番地、最後の住所大阪市住吉区墨江4丁目1番29号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日平成29年8月6日、出生の場所愛媛県越智郡大三島町、出生年月日大正12年10月3日、職業不明  
被相続人 亡 安川水哉子  
大阪市北区西天満1丁目7番4号 協和中之島ビル6階  
相続財産清算人 弁護士 渡辺 麻紀  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第81731号**

大阪府茨木市駅前3丁目8番13号  
申立人 茨木市  
本籍岡山県岡山市東区瀬戸町大内648番地、最後の住所大阪府茨木市美穂ヶ丘19番C-405号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和2年8月29日、出生の場所岡山県赤磐郡瀧瀬村、出生年月日昭和21年3月13日、職業不明  
被相続人 亡 近重 永治  
大阪市北区西天満2-2-3-B05ユニシオ西天満二丁目5階  
相続財産清算人 弁護士 栃本 一樹  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80059号**

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍大阪府大阪市大正区北村2丁目14番地、最後の住所大阪府大阪市大正区北村2丁目15番16号、死亡の場所大阪府大阪市大正区、死亡年月日令和6年3月22日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和10年6月24日、職業不明  
被相続人 亡 末吉 敏子  
大阪市西区京町堀3丁目6番18号 細井ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 細井 信秀  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80061号**

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍兵庫県洲本市上物部1丁目1025番地1、最後の住所大阪市此花区四貫島2丁目26番11号 あんしんらいふ千鳥橋壱番館 301号室、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日令和6年11月16日、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和21年11月1日、職業不明  
被相続人 亡 増田 嘉子  
大阪市北区東天満2丁目8番1号若杉センタービル別館904号  
相続財産清算人 弁護士 小野 宙  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80062号**

大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍大阪府大阪市住吉区上住吉2丁目16番、最後の住所大阪府大阪市住吉区上住吉2丁目16番6号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日推定令和3年5月9日、出生の場所大阪府大阪市生野区、出生年月日昭和41年5月21日、職業不明  
被相続人 亡 村上 浩二  
大阪市西区京町堀3丁目6番18号 細井ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 細井 信秀  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80063号**

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
申立人 大阪市  
本籍大阪府大阪市都島区都島本通3丁目13番地、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉長原2丁目3番17号、死亡の場所大阪府大阪市平野区、死亡年月日平成27年9月頃、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和26年7月12日、職業不明  
被相続人 亡 多田 紳一  
大阪府豊中市本町6丁目11-25-204号  
相続財産清算人 弁護士 大矢 香里  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和8年(家)第80115号**

大阪府高槻市桃園町2-1  
申立人 高槻市  
本籍大阪府高槻市別所本町35番、最後の住所大阪府高槻市宮野町3番1-301号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和6年5月8日、出生の場所大阪府高槻市、出生年月日昭和37年3月18日、職業不明  
被相続人 亡 板垣 篤  
大阪市北区西天満4丁目1番20号LEE PLAZA4階  
相続財産清算人 弁護士 小西 輝明  
催告期間満了日 令和8年11月9日  
大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4369号**

大阪市生野区勝山南3-1-19  
申立人 大阪市生野区保健福祉センター所長 大川 博史  
本籍大阪府大阪市平野区平野市町11番地、最後の住所大阪府羽曳野市学園前6丁目1番1号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和6年7月9日、出生の場所大阪府大阪市東住吉区、出生年月日昭和18年6月25日、職業無職  
被相続人 亡 橋本 保紹  
事務所大阪市中央区今橋2丁目2番2号南都銀行大阪北浜ビル7階  
相続財産清算人 弁護士 山下 良策  
催告期間満了日 令和8年10月20日  
大阪家庭裁判所堺支部

**令和8年(家)第3004号**

大分県豊後大野市大野町田中2622番地3  
申立人 田上三千夫  
本籍大分県豊後大野市大野町田中2622番地3、最後の住所大分県豊後大野市大野町田中2622番地7、死亡の場所大分県豊後大野市、死亡年月日推定令和7年11月18日、出生の場所福岡県山門郡瀬高町、出生年月日昭和18年1月20日、職業無職  
被相続人 亡 田上スミコ  
事務所大分市中島西1丁目1番28号  
相続財産清算人 司法書士 工藤 克彦  
催告期間満了日 令和8年10月30日  
大分家庭裁判所竹田支部

**令和8年(家)第2016号**

徳島県徳島市末広4丁目8番17号リビエールSSC205  
申立人 金谷 光夫  
本籍徳島県徳島市末広5丁目3番、最後の住所徳島県徳島市伊月町1丁目48番地マンショントレア201号室、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和7年10月2日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和44年4月6日、職業飲食店経営  
被相続人 亡 竹田 恵子  
徳島市徳島本町1-15 山下ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 吉成 務  
催告期間満了日 令和8年11月15日  
徳島家庭裁判所

**令和8年(家)第40022号**

長野県小県郡長和町古町4247-1  
申立人 長和町

本籍長野県小県郡長和町和田2433番地、最後の住所札幌市中央区南4条西1丁目1番地札幌ビル、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日平成28年10月末頃、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和6年3月20日、職業不明

被相続人 亡 佐藤美代子

長野県上田市常田2丁目20-21池野ガレーヂビル2階C号 常田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塚田 雅彦

催告期間満了日 令和8年10月30日

札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第6289号**

北海道苫小牧市三光町2丁目25番12-601号

申立人 スプリングハイム新生台C管理組合

本籍北海道岩見沢市五条西10丁目3番地、最後の住所北海道苫小牧市三光町2丁目25番12-203号、死亡の場所北海道苫小牧市、死亡年月日令和4年9月10日、出生の場所福島県耶麻郡岩月村、出生年月日昭和5年10月28日、職業不明

被相続人 亡 垣内 米子

北海道苫小牧市表町1丁目1番13号苫小牧経済センタービル4階高田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高田 耕平

催告期間満了日 令和8年10月9日

札幌家庭裁判所苫小牧支部

**令和7年(家)第73123号**

東京都墨田区業平1丁目7番4号

申立人 東京都墨田都税事務所長

本籍東京都墨田区緑1丁目21番、最後の住所東京都墨田区緑1丁目21番4-101号ヴィラ・ドール、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和5年9月21日ころから30日ころまでの間、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和55年4月3日、職業不明

被相続人 亡 小糸 慎吾

事務所東京都中央区日本橋茅場町3丁目13番3号 興和日本橋ビル2階 倉持法律事務所

相続財産清算人 弁護士 倉持 政勝

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第73341号**

東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地9喜助新千代田ビル7階74号室

申立人 水島 直也

本籍東京都台東区東上野5丁目16番地、最後の住所東京都台東区下谷2丁目13番13-703号グランパレ上野、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和7年11月2日、出生の場所山形県新庄市、出生年月日昭和22年11月6日、職業会社役員

被相続人 亡 布川 健一

事務所東京都千代田区神田鍛冶町3丁目3番地9喜助新千代田ビル7階74号室水島直也法律事務所

相続財産清算人 弁護士 水島 直也

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第90865号**

埼玉県飯能市大字川寺74番地14

申立人 土屋 正治

本籍東京都東久留米市小山5丁目3番、最後の住所東京都東久留米市氷川台2丁目19番14号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所東京都北多摩郡久留米町、出生年月日昭和40年1月18日、職業不明

被相続人 亡 佐藤 勝利

事務所東京都西東京市田無町3-3-2グラウンドソレイユ田無503号室 西東京いこい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 明子

催告期間満了日 令和8年10月13日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第91101号**

東京都国分寺市泉町2丁目2番18号

申立人 国分寺市長 丸山 哲平

本籍東京都国分寺市新町2丁目13番地17、最後の住所東京都国分寺市新町2丁目13番地17、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和元年6月25日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和24年5月3日、職業不明

被相続人 亡 伊藤 憲雄

事務所東京都千代田区麹町4丁目3番3号新麹町ビル8階 シグマ麹町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伯母 治之

催告期間満了日 令和8年10月13日

東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第40667号**

神奈川県鎌倉市手広3丁目12番23号

申立人 嶋村 康志

本籍神奈川県鎌倉市手広3丁目1406番地、最後の住所神奈川県鎌倉市手広3丁目16番24号、死亡の場所神奈川県鎌倉市、死亡年月日令和5年2月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所神奈川県藤沢市、出生年月日昭和30年8月18日、職業無職

被相続人 亡 平野 榮二

事務所横浜市中区本町1-5-2ロワレル横浜本町302

相続財産清算人 弁護士 井上 浩

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第40691号**

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-7-9

申立人 竹下 拓実

本籍神奈川県横浜市中区海岸通4丁目21番地、最後の住所神奈川県横浜市中区山下町130番地、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和8年6月16日、職業無職

被相続人 亡 岡田 妙子

事務所横浜市中区太田町6-84-2大樹生命横浜桜木町ビル5階

相続財産清算人 弁護士 角田 勝政

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

**令和8年(家)第40058号**

横浜市旭区市沢町946-25

申立人 市沢団地管理組合

本籍神奈川県横浜市戸塚区俣野町247番地、最後の住所横浜市旭区市沢町957番地6市沢団地7棟745号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和6年2月14日、出生の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、出生年月日昭和22年10月7日、職業不明

被相続人 亡 石川 和子

事務所横浜市中区常盤町1-2-1関内電子ビル3階A-1

相続財産清算人 弁護士 飯田 学史

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

**令和8年(家)第40110号**

横浜市中区吉田町10番地都南ビル内

申立人 吉本株式会社

本籍神奈川県横浜市戸塚区吉田町1156番地1、最後の住所横浜市戸塚区吉田町1156番地1、死亡の場所神奈川県横浜市戸塚区、死亡年月日令和7年6月30日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年2月5日、職業不明

被相続人 亡 齊藤 雅幸

事務所横浜市神奈川区鶴屋町2-9-7グロリア初穂横浜602

相続財産清算人 弁護士 大野 美樹

催告期間満了日 令和8年11月12日

横浜家庭裁判所

**令和8年(家)第6005号**

静岡市葵区駿府町1番70号

申立人 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

本籍静岡県熱海市水口町1056番地、最後の住所静岡県伊東市猪戸1丁目1番3号緑寿の郷、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和7年7月24日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和18年1月18日、職業無職

被相続人 亡 石井 正見

静岡県沼津市吉田町25番2号浜ビル2階沼津総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 下田 朗弘

催告期間満了日 令和8年11月6日

静岡家庭裁判所熱海出張所

**令和8年(家)第7061号**

愛知県犬山市大字犬山字東古券46番地 真野事務所

申立人 眞野 健二

本籍愛知県犬山市大字犬山字赤鍋21番地3、最後の住所名古屋市区北區楠味鏡5丁目1221番地住宅型有料老人ホームリーベ楠、死亡の場所名古屋市区北區、死亡年月日令和7年12月5日、出生の場所名古屋市区西區、出生年月日昭和39年11月10日、職業無職

被相続人 亡 吉田 和己

事務所名古屋市区北區平安2-1-10 第5水光ビル3階 弁護士法人名古屋北法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中島 万里

催告期間満了日 令和8年10月13日

名古屋家庭裁判所

**令和8年(家)第7084号**

名古屋市名東区香流3丁目908—3  
申立人 中村 幸子  
本籍名古屋市名東区香流3丁目909番地、最後の住所名古屋市名東区香流3丁目909番地、死亡の場所名古屋市名東区、死亡年月日令和7年10月20日、出生の場所岐阜県海津郡南濃町、出生年月日昭和14年9月23日、職業会社役員  
被相続人 亡 児玉 長人  
事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号  
アレックスビル7階 弁護士法人御園総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 近藤 圭悟  
催告期間満了日 令和8年10月22日  
名古屋家庭裁判所

**令和8年(家)第67号**

三重県津市西丸之内25番35号  
申立人 多田 和代  
本籍三重県津市新東町塔世835番地、最後の住所三重県津市新東町塔世157番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和7年11月23日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和18年12月3日、職業無職  
被相続人 亡 川本 卓爾  
三重県津市丸之内17番6号八町綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中須賀友亮  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
津家庭裁判所

**令和7年(家)第2395号**

京都市右京区西院西寿町12番地  
申立人 株式会社平安モーターブール  
代表者代表取締役 増田 真久  
申立人手続代理人弁護士 鎌倉 司  
本籍福井県坂井市丸岡町今福第3号23番地、最後の住所京都市右京区西院西寿町12番地、死亡の場所京都市右京区、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所福井県吉田郡松岡町、出生年月日昭和38年4月27日、職業自営業  
被相続人 亡 花岡 宏樹  
事務所京都市下京区釘隠町255番地 小川京都ビル313G A M B A 法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 竹波 斉志  
催告期間満了日 令和8年10月15日  
京都家庭裁判所

**令和7年(家)第70302号**

兵庫県西宮市津門住江町6番19号  
申立人 儀野恵美子

本籍神奈川県横浜市中区妙香寺台1番地、最後の住所兵庫県西宮市津門住江町6番19号磯野方、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年10月4日、出生の場所兵庫県西宮市、出生年月日昭和43年7月10日、職業会社員  
被相続人 亡 武島 弘志  
事務所兵庫県尼崎市塚口町1丁目14番11号塚口サンルイスビル202清藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 清藤 律司  
催告期間満了日 令和8年10月15日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和8年(家)第39号**

兵庫県小野市中島町531番地  
申立人 小野市  
本籍兵庫県淡路市室津2420番地3、最後の住所兵庫県小野市育ヶ丘町1481番地の97、死亡の場所兵庫県三木市、死亡年月日令和5年8月7日、出生の場所兵庫県津名郡育波村、出生年月日昭和22年2月18日、職業不明  
被相続人 亡 濱田 敏之  
兵庫県西脇市西脇990番地 西脇経済センタービル1階 西脇法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 矢野 耕司  
催告期間満了日 令和8年10月30日  
神戸家庭裁判所社支部

**令和8年(家)第30003号**

広島市西区井口4丁目20—16  
申立人 野地 節子  
本籍広島県江田島市大柿町飛渡瀬889番地、最後の住所広島市西区井口台1丁目20番20—101号セジュール西B棟、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成29年3月10日、出生の場所広島県佐伯郡大柿町、出生年月日昭和27年1月29日、職業無職  
被相続人 亡 長石 邦和  
事務所広島市西区南観音町3番4—302号  
相続財産清算人 司法書士 大平 晴香  
催告期間満了日 令和8年10月23日  
広島家庭裁判所

**令和7年(家)第2095号**

福岡県小郡市祇園1丁目2番地17  
申立人 中村 浩二  
本籍福岡県小郡市寺福童945番地、最後の住所福岡県久留米市山川町129番地2 サンヒルズⅡ101号、死亡の場所福岡県小郡市、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所福岡県三井郡小郡村、出生年月日昭和26年12月1日、職業無職  
被相続人 亡 新原 夏恵

福岡県久留米市荘島町9番地2 L i e n 久留米. B L D G 2 階 鶴崎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鶴崎 陽三  
催告期間満了日 令和8年10月30日  
福岡家庭裁判所久留米支部

**令和7年(家)第626号**

鹿児島市加治屋町14番3号  
申立人 鹿児島県信用保証協会  
本籍鹿児島県鹿児島市郡元2丁目6番地24、最後の住所鹿児島市日之出町47番1号、死亡の場所鹿児島県日置市、死亡年月日令和7年5月12日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和30年5月31日、職業自営業(建設業)  
被相続人 亡 塩満 幸一  
鹿児島市易居町2—10 宮里ビル2階鹿児島ファースト法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 牛ノ濱健作  
催告期間満了日 令和8年10月15日  
鹿児島家庭裁判所

**令和8年(家)第40049号**

札幌市中央区大通西14丁目1番地  
申立人 北海道信用保証協会  
本籍北海道札幌市厚別区厚別西5条1丁目13番、最後の住所札幌市厚別区厚別西5条1丁目13番7号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日令和7年8月13日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和18年1月17日、職業無職  
被相続人 亡 小山田 洵  
札幌市中央区大通西8丁目2番地38 ストーク大通ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 阿部 泰  
催告期間満了日 令和8年10月9日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第40036号**

北海道北広島市大曲工業団地6丁目2番地1  
申立人 株式会社北大工業  
本籍北海道夕張郡長沼町東四線南4番地、最後の住所北海道夕張郡長沼町東四線南4番地、死亡の場所北海道夕張郡長沼町、死亡年月日令和3年5月13日、出生の場所北海道白老郡白老村、出生年月日昭和28年10月10日、職業不明  
被相続人 亡 久慈 潤一

札幌市中央区南1条西13丁目第41ビッグプラザビル15階札幌アカシヤ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 大室 直也  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
札幌家庭裁判所岩見沢支部

**令和8年(家)第10035号**

埼玉県川越市豊田本3丁目8番地1  
申立人 新井 正明  
本籍埼玉県川越市南大塚1丁目8番地26、最後の住所埼玉県川越市南大塚1丁目8番地26、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日推定令和7年2月11日から20日までの間、出生の場所埼玉県入間郡奥富村、出生年月日昭和26年1月17日、職業不明  
被相続人 亡 青木 福枝  
事務所埼玉県川越市喜多町2番地6 喜多町ビル4階 佐々木法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐々木 修  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
さいたま家庭裁判所川越支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**令和7年(ハ)第27号**

千葉県中央区栄町35番14号シンテイ千葉ビル2階  
申立人 ME不動産千葉株式会社  
代表者代表取締役 二瓶 達也  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日  
令和8年3月5日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録  
小切手(線引) 1通  
小切手番号 R K 182612  
金額 1,035,000円  
支払人 株式会社三井住友銀行練馬支店  
支払地 東京都練馬区  
振出日 令和7年1月17日  
振出地 東京都練馬区  
振出人 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕  
最終所持人 申立人

**令和8年(へ)第2号**

東京都台東区東上野1丁目13番7号MNC  
office

申立人 株式会社mffp  
代表者代表取締役 藤本 幸彦  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日  
令和8年3月5日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 PM229317  
金額 230,000円  
支払期日 令和7年10月20日  
支払地 東京都中央区  
支払場所 株式会社三井住友銀行東京中央支店  
振出日 令和7年8月20日  
振出地 東京都葛飾区  
振出人 株式会社タカラトミー 代表取締役  
富山 彰夫  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和8年(へ)第3号**

埼玉県川口市東領家4丁目19番18号  
申立人 川口サトウ印刷有限会社  
代表者代表取締役 佐藤 茂利  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日  
令和8年3月5日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 BB017589  
金額 589,446円  
支払期日 令和8年3月31日  
支払地 東京都足立区  
支払場所 株式会社みずほ銀行千住支店  
振出日 令和7年12月31日  
振出地 東京都足立区  
振出人 有限会社栗原紙工 代表取締役 栗原  
章  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和8年(へ)第5号**

神奈川県厚木市下川入831番地1  
申立人 株式会社山城製作所  
代表者代表取締役 岡部 真幸  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日  
令和8年3月5日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 BC033345  
金額 495,231円  
支払期日 令和7年10月20日

支払地 東京都渋谷区  
支払場所 株式会社みずほ銀行渋谷中央支店  
振出日 令和7年6月20日  
振出地 東京都目黒区  
振出人 株式会社東京洗染機械製作所 代表取  
締役 三科 道利  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和8年(へ)第7号**

三重県三重郡菟野町大字神森888番地1  
申立人 株式会社ブライド物流  
代表者代表取締役 八木 昭人  
申立人代理人弁護士 加藤 拓也  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年6月24日  
令和8年3月5日 東京簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 BB06168  
金額 4,622,000円  
支払期日 令和5年4月30日  
支払地 東京都中央区  
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行日本橋中央  
支店  
振出日 令和4年12月30日  
振出地 千葉県柏市  
振出人 三協フロンティア株式会社 代表取締役  
長妻 貴嗣  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

**令和7年(へ)第1号**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公  
示催告の申立てがあったので、その権利者は、下  
記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け  
出てください。もし下記権利の届出の終期までに  
権利の届出がない場合には、その権利は失権する  
ことがあります。

滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺49番地  
申立人 胡宮神社  
代表者代表社員 小富士晋一  
権利の届出の終期 令和8年7月7日  
令和8年3月12日 彦根簡易裁判所  
(別紙) 目録

1(1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字丸山35番  
山林 5330平方メートル  
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭  
和51年10月14日受付第13168号

(3)登記した権利の内容  
原因 昭和51年4月1日賃借権設定  
借賃 1年70万円  
支払期 翌年1月末日  
存続期間 昭和51年4月1日から30年  
賃借権者 犬上郡多賀町大字敏満寺35番地  
多賀観光開発株式会社

2(1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田36番  
山林 1123平方メートル  
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭  
和51年10月14日受付第13168号  
(3)登記した権利の内容  
借賃 1年12万円  
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1(3)  
の記載と同じ

3(1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田38番  
山林 1732平方メートル  
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭  
和51年10月14日受付第13168号  
(3)登記した権利の内容  
借賃 1年20万円  
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1(3)  
の記載と同じ

4(1)土地 犬上郡多賀町大字敏満寺字谷田39番  
山林 1685平方メートル  
(2)登記年月日番号 大津地方法務局彦根支局昭  
和51年10月14日受付第13168号  
(3)登記した権利の内容  
借賃 1年18万円  
原因、支払期、存続期間及び賃借権者は1(3)  
の記載と同じ

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立て  
があったので、不在者は、届出期間満了の日まで  
に当裁判所に生存の届出をしてください。届出が  
ないときは、失踪宣告を受けることとなります。  
また、不在者の生死を知る者は、同日までにその  
旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第874号**

青森県青森市大字油川字千刈113番地1シー  
サイドハイツ205号  
申立人 遠藤 義雄  
本籍青森県青森市久須志4丁目272番地30、  
最後の住所青森県青森市久須志4丁目26番14  
号  
不在者 遠藤 陽子  
昭和30年1月26日生  
届出期間満了日 令和8年7月13日  
青森家庭裁判所

**令和7年(家)第259号**

神奈川県横浜市旭区笹野台1-54-13  
申立人 石井 裕子  
本籍茨城県石岡市石岡8155番地、最後の住所  
茨城県石岡市国府1丁目6番29-201号泉マ  
ンション  
不在者 身内 悦美  
昭和19年11月8日生  
届出期間満了日 令和8年7月17日  
水戸家庭裁判所土浦支部

**令和7年(家)第9031号**

東京都葛飾区宝町2丁目11番17-304号コン  
フォートフォレスト宝町  
申立人 中村 一枝  
本籍東京都足立区千住寿町1番地、最後の住  
所東京都足立区千住寿町16番15号  
不在者 高橋 淑子  
昭和25年4月27日生  
届出期間満了日 令和8年7月17日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第154号**

石川県鳳珠郡穴水町字梶口の18番地  
申立人 井口 武  
本籍石川県鳳珠郡穴水町字梶口ノ18番地、最  
後の住所石川県鳳珠郡穴水町字梶口ノ18番地  
不在者 井口マズ子  
昭和16年7月26日生  
届出期間満了日 令和8年7月17日  
金沢家庭裁判所輪島支部

**令和8年(家)第22号**

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12654番地  
1  
申立人 原田真由美  
本籍長野県飯山市南町22番地7、最後の住所  
長野県飯山市南町22番地7  
不在者 ヨコオ富美子  
昭和43年12月18日生  
届出期間満了日 令和8年7月13日  
長野家庭裁判所

**令和7年(家)第429号**

大阪府箕面市稲5丁目7-2  
申立人 橋本 晋一  
本籍大阪府大阪市西淀川区柏里2丁目37番  
地、最後の住所兵庫県西宮市高須町1丁目4  
番3-102号  
不在者 橋本 進  
昭和17年2月13日生  
届出期間満了日 令和8年7月13日  
神戸家庭裁判所尼崎支部

### 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

#### 令和7年（へ）第2号

香川県丸亀市土器町東8丁目537番地1  
申立人 四国化成建材株式会社  
代表者代表取締役 眞鍋 宣訓  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日  
令和8年2月27日 高松簡易裁判所  
(別紙) 目録  
為替手形 1通  
手形番号 I G406411

金額 1,007,697円  
支払期日 令和7年8月31日  
支払地 香川県高松市  
支払場所 株式会社百十四銀行円座支店  
振出日 令和7年5月26日  
振出地 白地  
振出人 白地  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

#### 令和7年（へ）第3号

香川県高松市松島町3丁目11番23号  
申立人 日本吹付工業株式会社  
代表者代表取締役 笠井 勇身  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月13日  
令和8年2月27日 高松簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 B I84411

金額 2,350,000円  
支払期日 令和7年8月20日  
支払地 高松市  
支払場所 株式会社中国銀行高松支店  
振出日 令和7年6月20日  
振出地 高松市  
振出人 谷口建設興業株式会社 代表取締役  
谷口 邦彦  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和8年（フ）第4号

沖縄県石垣市字新川9番地の2  
債務者 有限会社池城設計  
代表者代表取締役 池城 安芳  
1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 米元 悠  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
那覇地方裁判所石垣支部

#### 令和8年（フ）第167号

埼玉県北足立郡伊奈町西小針5丁目47番地10  
債務者 合同会社谷岡  
代表社員 谷岡 伸一  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石川 和子  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前10時10分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

#### 令和8年（フ）第23号

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山192番地の4  
債務者 株式会社大長光産業  
代表者代表取締役 影山 美紀  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 栢田 晃久  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時30分  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。  
福岡地方裁判所直方支部

#### 令和8年（フ）第97号

宮崎市清武町今泉乙208番地1  
債務者 有限会社カネトヨ  
代表者取締役 丸田 豊三  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 洲崎 達也  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで  
5 一般調査期間 令和8年5月27日から令和8年6月3日まで  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。  
宮崎地方裁判所破産係

#### 令和8年（フ）第943号

大阪府三島郡島本町江川2丁目13番 水無瀬 駅前団地1号棟108号室  
債務者 株式会社ギフテッドホールディングス  
代表者代表取締役 波江野太郎  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 櫻井 聡  
大阪地方裁判所第6民事部

#### 令和8年（フ）第1036号

大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル12—12  
債務者 F-FIELD NETWORKS 合同会社  
代表者代表社員 中村 智信  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 南 靖郎  
大阪地方裁判所第6民事部

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

#### 令和8年（フ）第74号

千葉県成田市不動ヶ岡2096番地4 Brick×Shell 2C  
債務者 藤本 峻  
1 決定年月日時 令和8年3月16日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 塩野 大介  
4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和8年6月23日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年6月16日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

#### 令和8年（フ）第165号

仙台市青葉区上愛子字上十三枚田10番地  
債務者 八重樫大介  
1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大泉 力也  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午後2時30分  
5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和8年（フ）第181号

仙台市青葉区川平4丁目10番46号、従前の住所宮城県登米市米山町西野字十日町30番地2  
債務者 針生 翔  
1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 葛西 勝  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午後2時25分  
5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

#### 令和8年（フ）第241号

仙台市青葉区通町1丁目6番10—1301号  
債務者 森 文徳  
1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 渡邊 涼平  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第13号**

宮城県石巻市新館3丁目7番17号  
債務者 佐藤美江子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和8年(フ)第9号**

秋田県由利本荘市矢島町元町字金ヶ沢27番地  
債務者 小松 忍

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塚本 祐文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
秋田地方裁判所本荘支部

**令和8年(フ)第10号**

秋田県由利本荘市砂子下106番地5 佐藤方  
債務者 小松 雅貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 一史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
秋田地方裁判所本荘支部

**令和8年(フ)第25号**

山形県東根市大字猪野沢599番地  
債務者 須藤 晃

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 及川 善大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第208号**

福島市早稲町4番16号ラヴィアレー一番丁404  
債務者 宮本 由磨

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安倍 孝祐

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
福島地方裁判所

**令和7年(フ)第218号**

福島市松木町5番18号ローフティ松木町408  
債務者 阿坂 剛

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大矢真太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
福島地方裁判所

**令和8年(フ)第31号**

山梨県韭崎町穂坂町宮久保1216 韭崎東ヶ丘病院、住民票上の住所山梨県南アルプス市東南湖811番地1 ハイツ昭和土地207  
債務者 河口ちとせ

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 英輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第41号**

山梨県笛吹市石和町広瀬66番地5 レジデンスクレイン108、前住所山梨県甲府市貢川本町16番3号 グリーンパークKUGAWA 106号室  
債務者 真奈 宏司

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 佳治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第28号**

三重県鈴鹿市庄野羽山4丁目4番25号 コンフォート羽山102  
債務者 明田 翼

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中須賀友亮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第225号**

滋賀県甲賀市水口町下山457番地  
債務者 伴 美奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北谷 共衛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第473号**

滋賀県甲賀市水口町本綾野2番6—309号、前住所滋賀県湖南市岩根1300番地1(105号)  
債務者 大辻 一輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀田 直美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大津地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第100号**

岡山市北区谷万成2—2—47 しらゆりホーム3号室、住民票上の住所岡山県赤磐市殿谷541番地19  
債務者 高石 友理

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮平 靖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月1日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第112号**

広島市西区東観音町20番18—301号  
債務者 松川 光徳(旧姓阪田)

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川崎 智宏

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第122号**

広島市安佐南区山本新町3丁目32番29号  
債務者 市川 義矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小田憲太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第134号**

広島市安芸区船越2丁目49番2号  
債務者 村中 俊生

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中元 僚子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第135号**

広島市安芸区船越2丁目49番2号  
債務者 村中 沙織

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中元 僚子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第188号**

広島市安佐南区上安1丁目5番6号コート安川A棟  
債務者 胡田 凌

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 友清 一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第315号**

広島県福山市千田町3丁目1番22号

債務者 アトリエ純子こと 井本 純子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池田 佑介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和8年(フ)第65号**

徳島県阿波市阿波町大道北24番地5、住民票上の住所徳島県阿波市阿波町大道北56番地1

債務者 林 セイ子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 啓司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第53号**

愛媛県西条市新田41番地7 うさみアパート203

債務者 藤田 翔星

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 浩晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月29日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
松山地方裁判所西条支部

**令和8年(フ)第124号**

大分県由布市湯布院町川上785番地39

債務者 小島 隆文

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠矢 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第248号**

沖縄県那覇市字仲井真244番地12 コーポハピネス102

債務者 二木 博徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 知成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第529号**

沖縄県那覇市字上之屋335番地 仲本マンションE-401

債務者 宇佐美洋光

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上間 貞史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月18日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和8年(フ)第101号**

兵庫県姫路市形的町形的2435番地7

債務者 伊藤菜尾子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 広明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和8年(フ)第66号**

沖縄県那覇市字上間479番地1 若竹マンション4-F

債務者 知念 恵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 城間 博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月19日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年(フ)第3380号**

横浜市南区中里1丁目8番1-608号 山田るみ方、住民票上の住所千葉県八街市東吉田905番地13

債務者 日向寺 洋

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 義忠

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第50号**

大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通154番地(403号)、前住所京都市南区東九条東御霊町52番地

債務者 清水 頼子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 一平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第78号**

京都市南区唐橋堂ノ前町13番地4 エグゼレジデンス羅城門 802号室

債務者 竹内 晃平

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中島 弘嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第169号**

京都市伏見区日野岡西町4番地118

債務者 木ノ下菓匠こと 木下 優

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古家野彰平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第280号**

佐賀県三養基郡みやき町大字白壁2927 特定医療法人光風会 光風会病院内、住民票上の住所佐賀県三養基郡みやき町大字江口2529番地137

債務者 松本佐和子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甘利太希裕

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第8号**

岩手県宮古市緑ヶ丘3番24号 コーポ福仙1号室

債務者 岩館とし子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 良啓
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時25分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和7年(フ)第2561号**

大阪府摂津市鳥飼野々2丁目3番3-203号

債務者 鳥越 広恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下枝 歩美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第443号**

大阪府門真市三ツ島6丁目1番12-106号

債務者 大村 謙一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町野 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第726号**

大阪市東住吉区山坂1丁目20番2-206号

債務者 東木 寿文

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大曾根直紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第764号**

大阪市生野区小路1丁目12番9号 レジア小路 302号、前住所奈良市平松3丁目11番21号

債務者 岡戸 佑輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池内 康裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第777号**

大阪府茨木市耳原3丁目9番8号の7  
債務者 山下 和之

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 孝広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第929号**

大阪市住吉区长居4丁目12番25号  
債務者 出口 靖洋

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 あや
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5646号**

大阪府東大阪市上六万寺町13番65号  
債務者 西村 正

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 知広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第37号**

佐賀県唐津市山本162番地37  
債務者 松本 竜児(旧姓佐々木)

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 染谷 悦之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和8年(フ)第11号**

佐賀県唐津市新町1492番地3、前住所佐賀県唐津市原696番地2 トワ・ソレイユ101号  
債務者 上田 修平

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 正幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和8年(フ)第27号**

釧路市鳥取大通2丁目7番1号 エスポワール鳥取203  
債務者 今商店こと今 寿幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 那知 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
釧路地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第287号**

埼玉県蓮田市大字南新宿939番地1 Birne II-202号  
債務者 末原 秀雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平栗 丈嗣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第288号**

埼玉県蓮田市大字南新宿939番地1 Birne II-202号  
債務者 末原真樹子

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平栗 丈嗣

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2128号**

横浜市港北区大倉山1丁目25番18-108号  
債務者 宮崎 友里

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青山 良治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第39号**

佐賀市木原1丁目11番4号 ユニテ木原A-1  
債務者 田中 勝弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大川正二郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月27日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第73号**

堺市北区百舌鳥梅北町5丁324番地 南風マンション505号  
債務者 神山 綱子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小谷 隆幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和8年(フ)第1号**

長崎県対馬市厳原町阿連99番地  
債務者 若木 輝子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 大輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで  
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**令和8年(フ)第142号**

埼玉県越谷市神明町2丁目49番地1 モデッサ15-305

債務者 河原 正貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 友希
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月29日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第2586号**

札幌市南区川沿1条6丁目7番1号  
債務者 西本ちあき

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 悟志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第101号**

埼玉県和光市丸山台2丁目14番2号 クリスタルアイム105

債務者 穴澤 瑞希

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第168号**

埼玉県北足立郡伊奈町西小針5丁目47番地10  
債務者 谷岡 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和8年(フ)第120号**

札幌市西区西町南8丁目4番15-410号  
債務者 淡路 武芳

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 加弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第375号**

横浜市瀬谷区橋戸1丁目31番地1 市営橋戸原ハイツ10棟101号  
債務者 村上 一巳

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第87号**

京都府宇治市大久保町旦那椋8番地の5  
債務者 山添 雅澄

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀部 徳之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第88号**

京都府宇治市大久保町旦那椋8番地の5  
債務者 フローリストヤマキこと 山添たか子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀部 徳之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第89号**

京都府宇治市大久保町旦那椋8番地の5  
債務者 山添 圭一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀部 徳之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第366号**

佐賀県鳥栖市古賀町492番地1  
債務者 中尾 明弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 力丸 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第367号**

佐賀県鳥栖市古賀町492番地1  
債務者 中尾 順子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 力丸 哲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第49号**

佐賀県鳥栖市大正町780番地3 グランド・ルー鳥栖フォセット302  
債務者 井上佳奈子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東島沙弥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月3日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第38号**

(前住所)北海道帯広市西17条南31丁目6番地13  
債務者 児玉 玲子(旧姓佐藤)

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 紘生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**令和8年(フ)第94号**

横浜市港南区港南台3丁目24番5号 港南台ハウス2 201  
債務者 永倉 行雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第223号**

大阪市生野区巽中3丁目14番20号  
債務者 田中 緑久

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芦田 祐典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月4日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第59号**

奈良県磯城郡川西町大字結崎229番地の4  
サニーコート結崎A101号  
債務者 栗田 優作

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板野 陽一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和8年(フ)第40号**

盛岡市永井18地割48番地  
債務者 大志田 永

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 聡子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月9日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和8年(フ)第31号**

和歌山県岩出市中黒650番地の1(105号)、  
前住所和歌山県岩出市相谷620番地(407号)  
債務者 瀨口愛寿賀

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小泉 真一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(フ)第168号**

神奈川県大和市深見西8丁目2番12号 ソレイユ105  
債務者 土屋亜紀子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第120号**

相模原市南区当麻1272番地6  
債務者 佐藤 孝宗

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木 亜也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月22日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和8年(フ)第61号**

福井市城東2丁目2番9号 城東エンパイハイツ506  
債務者 齊藤 穂積

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 秀俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月14日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第241号**

岐阜県各務原市三井北町1丁目237番地  
債務者 和田 和弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平田 伸男
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月30日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで  
岐阜地方裁判所

**令和8年(フ)第28号**

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1506番地  
債務者 有村 正和

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河口友一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月7日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年6月30日まで  
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和8年(フ)第320号**

名古屋市天白区表台35番地  
債務者 谷 翔耶

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西田 京平
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間****令和7年(フ)第214号**

茨城県常総市水海道高野町321番地 いづく  
しの杜常総高野町 壱番館  
債務者 中野 克己

- 1 決定年月日時 令和8年2月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和8年(フ)第44号**

函館市本通3丁目9番19-301号 マンション永興  
債務者 小野澤玲於

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第74号**

函館市大森町19番8-101号 コーポ東商  
債務者 北崎 敏恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第76号**

北海道茅部郡森町字上台町326番地73 みどりヶ丘団地5-201  
債務者 井上 礼子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第77号**

函館市西旭岡町2丁目12番地8  
債務者 中村 七輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第80号**

函館市人見町12番16号  
債務者 矢野 順子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第83号**

函館市山の手3丁目42番10号  
債務者 逸見 美貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
函館地方裁判所

**令和8年(フ)第31号**

山形市印役町3丁目5番49-2号  
債務者 大滝 花

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第35号**

山形市大字下東山1255番地  
債務者 齋藤 和洋

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第605号**

大阪市平野区加美北8丁目13番2-302号  
債務者 梁川 朋美

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第753号**

大阪市東成区中本4丁目1番22号 リアン東さくら 203号、前住所大阪市平野区平野上町1丁目7-3 A-6(前々住所) 大阪市東成区大今里4丁目23番14-301号  
債務者 金谷 真由

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月12日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第1032号**

大阪市西区九条南2丁目2番14号 3A  
債務者 比嘉 真麻(旧姓藤井)

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月9日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第12号**

熊本県人吉市瓦屋町1138番地  
債務者 岡 康幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午前11時30分  
熊本地方裁判所人吉支部

**破産手続開始・廃止中更正****令和8年(フ)第70号**

新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸388番地  
破産者 諸橋千恵子

- 1 主文 当裁判所が令和8年3月13日午後1時にした破産手続開始及び同廃止決定中、破産者の氏名及び主文第1項につき「諸橋千恵子(旧姓川股)」とあるのを「諸橋千恵子」とそれぞれ更正する。
- 2 決定年月日 令和8年3月18日  
新潟地方裁判所民事部

**破産債権の届出期間及び一般  
調査期日****令和7年(フ)第330号**

鹿児島市東郡元町8番10-604号  
破産者 椎木 雅恵

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月27日午前10時30分  
令和8年3月17日  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第989号**

北九州市小倉南区沼緑町4丁目26番1-303号

破産者 野村 恵

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前11時30分  
令和8年3月18日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第1001号**

北九州市小倉北区木町1丁目10番1-302号

破産者 高田 剛史(旧姓西山)

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午前10時30分  
令和8年3月18日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第90号**

北海道北見市桜町5丁目68番地1

破産者 角谷 典昭

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月4日午前10時30分  
令和8年3月19日

釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和7年(フ)第323号**

岐阜市芋島5丁目3番20号 F i s t f u l  
P e a c e O K U D A A棟101号、前住所岐阜市切通3丁目11番16号

破産者 堀江 友恵

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月3日午前10時  
令和8年3月17日

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(フ)第488号**

北九州市小倉北区下富野2丁目1番22号  
(コーポ下富野204)、前住所北九州市小倉北区熊本1丁目1番22号

破産者 藤村 和也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月3日午前11時30分  
令和8年3月18日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第256号**

愛知県小牧市桃ヶ丘1丁目28番地3、開始決定時の住所愛知県一宮市富塚字郷西1675番地4  
ブライトビスタ102号

破産者 加納 拓磨

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前11時  
令和8年3月18日

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和6年(フ)第1169号**

神戸市長田区東尻池町1丁目1-19 マンション内田2F南号室、住民票上の住所神戸市須磨区神の谷3丁目2番4号

破産者 植田 展夫

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前10時40分  
令和8年3月18日

神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第411号**

東京都港区高輪2丁目16番43-701号

破産者 合同会社エンジェル

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月1日午後2時30分  
令和8年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4450号**

大阪市天王寺区玉造元町18番30号

破産者 トミタ株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月11日午後1時40分  
令和8年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第417号**

京都市中京区壬生東大竹町11番地2六角ビル2階

破産者 株式会社さくら総合管理

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月1日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午前11時15分  
令和8年3月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第556号**

愛知県刈谷市半城土西町3丁目1番地19 アルカンシェル森東106号

破産者 濱田 慶一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後2時35分  
令和8年3月18日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第806号**

京都市右京区西院六反田町2番地アメニティー京都二番館

破産者 有限会社アイネット

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月24日午前10時30分  
令和8年3月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1047号**

京都市左京区吉田近衛町14番地

破産者 名取 保

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年7月1日午前10時  
令和8年3月19日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第557号**

愛知県刈谷市広小路4丁目82番地

破産者 MKベイント株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月30日午後1時40分  
令和8年3月18日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第619号**

愛知県豊田市亀首町屋洞100番地123

破産者 吉金 雅博

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月8日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月9日午後1時45分  
令和8年3月18日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和6年(フ)第458号**

北海道檜山郡上ノ国町字向浜23番地1

破産者 今井奈々子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年5月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年7月15日午後1時25分  
令和8年3月19日

函館地方裁判所

**破産管財人変更**

**令和7年(フ)第382号**

鹿児島市伊敷2丁目14番53号

破産者 殿園 昌良

- 破産管財人 下之園優貴が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。  
新破産管財人 弁護士 高橋 昭広  
令和8年3月17日

鹿児島地方裁判所民事第3部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第547号**

宮崎市恒久2丁目2番地26 エンカレムII 101号

破産者 坂本 義紀

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月19日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第53号**

宮崎県日向市上町11番10号

破産者 斉藤 宏信

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月19日 宮崎地方裁判所延岡支部

**令和7年(フ)第2202号**

千葉県白井市富士33番地の2、開始決定時の住所千葉県船橋市習志野3丁目1番1号 パイセップス習志野営業所

破産者 森園 礼教

異議申述期間 令和8年5月8日まで

令和8年3月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第610号**

大阪府岸和田市摩湯町1141番地の3

破産者 株式会社ウインドロード

異議申述期間 令和8年5月11日まで

令和8年3月16日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第611号**

大阪府岸和田市摩湯町1141番地の3

破産者 小澤 信広

異議申述期間 令和8年5月11日まで

令和8年3月16日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年(フ)第324号**

千葉県成田市並木町120番地23(グリーンヴィラ並木102)

破産者 渡邊 芽衣

異議申述期間 令和8年5月13日まで

令和8年3月18日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(フ)第880号**

大阪市西成区梅南1丁目1番8-503号

破産者 岸 統宗

異議申述期間 令和8年5月13日まで

令和8年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第5856号**

大阪市西淀川区花川1丁目13番18号

破産者 佐藤電業株式会社

異議申述期間 令和8年5月14日まで

令和8年3月19日

大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見  
申述期間****令和7年(フ)第8377号**

東京都港区三田3丁目5-27-3705

破産者 秋山美姫こと 秋山 美樹

免責意見申述期間 令和8年6月29日まで

令和8年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第9106号**

東京都渋谷区松濤2丁目7-12-505

破産者 大竹マニエルこと アギレ オオタケ  
ホセ マニエル

免責意見申述期間 令和8年7月7日まで

令和8年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1217号**千葉県市川市市田尻4丁目5番11-508号(サ  
ニープラザ市川)、開始決定上の住所千葉県

船橋市本中山6丁目11-17

破産者 鬼頭 国彦

免責意見申述期間 令和8年7月13日まで

令和8年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

**免責審尋期日****令和7年(フ)第1217号**千葉県市川市市田尻4丁目5番11-508号(サ  
ニープラザ市川)、開始決定上の住所千葉県

船橋市本中山6丁目11-17

破産者 鬼頭 国彦

審尋期日 令和8年7月13日午後2時

令和8年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始****令和8年(ヒ)第1号**

北海道小樽市朝里川温泉1丁目86番地8

清算株式会社 株式会社PGN

代表清算人 江口 信幸

1 決定年月日 令和8年3月17日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

札幌地方裁判所小樽支部

**令和8年(ヒ)第2006号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラ

ントウキョウサウスタワー13階

清算株式会社 株式会社MI

代表清算人 板宮 一善

1 決定年月日 令和8年3月18日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算協定認可****令和7年(ヒ)第2号**

群馬県太田市矢場町2707番地

清算株式会社 株式会社Y商事

代表清算人 柳田 芳典

1 決定年月日 令和8年3月18日

2 主文 次の協定を認可する。  
協定1 清算株式会社は、協定債権者に対し、本協  
定認可の決定が確定した日から1か月以内  
に、協定債権の元本額の0.121%の金員を弁  
済する。2 協定債権者は、前項の金員の弁済を受けた  
ときは清算株式会社に対し、協定債権の総額  
から弁済額を控除した残額につき、その債務  
を免除する。3 第1項の弁済後、清算株式会社新たな財  
産が発見されたときは、清算株式会社は、こ  
れを速やかに換価し、各協定債権者に対し、  
換価代金から必要な費用を控除した残額を協  
定債権額の割合に応じて弁済する。この場合  
においては、協定債権者が前項の規定により  
行った残債務の免除は、新たにされた弁済の  
限度で効力を失うものとする。

以上

前橋地方裁判所太田支部

**監督命令****令和8年(再)第1号**

群馬県高崎市上並榎町305番地2

再生債務者 有限会社風

1 主文 再生債務者について監督委員による監  
督を命ずる。2 監督委員 群馬県高崎市金古町1221番地弁護  
士法人龍馬 ぐんま事務所 弁護士 星野 啓  
次

令和8年3月18日 前橋地方裁判所高崎支部

**再生手続終結****令和4年(再)第28号**

愛知県名古屋市中区区名駅3丁目26番19号

再生債務者 株式会社イーストヒル

1 主文 本件再生手続を終結する。

2 理由の要旨 再生計画認可の決定が確定した  
後3年が経過した  
令和8年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手  
続開始****令和8年(再イ)第11号**愛知県東海市加木屋町与平山12番地 マレレ  
B棟103号室

再生債務者 村田 陽平

1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令  
和8年4月21日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第19号**名古屋市東区代官町11番13号 フォーブル代  
官102号

再生債務者 三輪 勝彦

1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令  
和8年4月21日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第35号**

名古屋市中区小本1丁目18番18号 宝マン

ション烏森505号

再生債務者 原 弘康

1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令  
和8年4月21日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第54号**

兵庫県明石市二見町東二見515番地の1 メ

ゾンドール明石東二見1110号

再生債務者 北條 裕明

1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令  
和8年4月28日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和8年(再イ)第10号**兵庫県明石市鳥羽1443番地の1 SOLMA  
DRE105号

再生債務者 小原 諒也

1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令  
和8年4月28日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

**令和8年(再イ)第7号**

岡山県浅口市金光町須恵20番地23

再生債務者 有松 美香

1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生に  
よる再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令  
和8年4月30日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

**令和8年（再イ）第11号**

札幌市東区東雁来13条2丁目15番18号  
再生債務者 岡崎 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年（再イ）第2号**

青森県八戸市大字新井田字長塚森16番地21  
再生債務者 村田 北斗

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで  
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**令和8年（再イ）第3号**

青森県八戸市大字新井田字市子巻目3番地12  
再生債務者 澤田 拓隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで  
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**令和7年（再イ）第33号**

福島県いわき市小名浜花畑町42番地の13  
再生債務者 田中 信行

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで  
福島地方裁判所いわき支部

**令和7年（再イ）第34号**

福島県いわき市好間町下好間字向山26-3  
プレッジハウス2号棟102  
再生債務者 吉田晋二郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月27日から令和8年5月7日まで  
福島地方裁判所いわき支部

**令和8年（再イ）第1号**

千葉県鎌ヶ谷市東初富5丁目8番45-206号  
再生債務者 中島 博

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**令和8年（再イ）第4号**

神戸市北区小倉台1丁目14番地の7  
再生債務者 柏木 俊之

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再イ）第51号**

奈良県大和郡山市額田部北町677番地5  
再生債務者 若林加寿独

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで  
奈良地方裁判所

**令和8年（再イ）第6号**

愛媛県四国中央市中曾根町2282番地6  
再生債務者 渡邊 陸

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
松山地方裁判所西条支部

**令和8年（再イ）第3号**

秋田県北秋田市栄字太田60番地2  
再生債務者 成田 幸樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月11日まで  
秋田地方裁判所大館支部

**令和8年（再イ）第2号**

茨城県取手市井野4912番地4  
再生債務者 高橋 知愛

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで  
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**令和8年（再イ）第7号**

栃木県足利市西新井町3164番地9  
再生債務者 正田 孝史

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年（再イ）第249号**

神奈川県茅ヶ崎市萩園1649番地6  
再生債務者 下野 祥輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年（再イ）第285号**

横浜市南区高砂町3丁目33番地 睦ハイツ501  
再生債務者 川崎 達也

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和8年（再イ）第8号**

相模原市中央区淵野辺本町3丁目8番16号  
クイーンシティ淵野辺301号室  
再生債務者 伊藤 伸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和8年（再イ）第9号**

静岡県富士市一色44番地の5 クレイドル203号  
再生債務者 菊池 悠月

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月1日まで  
静岡地方裁判所富士支部破産係

**令和8年（再イ）第12号**

京都市西京区原野百々ヶ池1番地30 オークヒル 110号  
再生債務者 井上 誠

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月1日まで  
京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年（再イ）第387号**

大阪市平野区加美西2丁目10番9号  
再生債務者 花井 洸太

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（再イ）第51号**

大阪市浪速区桜川2丁目2番25-1401号  
再生債務者 松本 大悟

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年（再イ）第2号**

奈良県香芝市尼寺2丁目370番地26  
再生債務者 大西 貢一

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和8年（再イ）第3号**

奈良県橿原市醍醐町413番地 ライオンズマンション大和八木606号室

再生債務者 森 拓二

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年（再イ）第59号**

和歌山市森小手穂889番地1 ディアスD106号

再生債務者 辻 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年（再イ）第17号**

広島県東広島市高屋町松山244番地5  
再生債務者 La vie du vinこと

平山 宗

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和8年（再イ）第4号**

福岡県久留米市三潴町草場417番地1  
再生債務者 樋口 信長

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和8年（再イ）第6号**

福岡県久留米市善導寺町飯田115番地3  
再生債務者 吉田 裕哉

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和8年（再イ）第2号**

福岡県柳川市蒲生970番地5 アドバンティジ蒲池201号

再生債務者 松本 優星

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月12日まで

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

**令和8年（再イ）第1号**

福岡県大牟田市山上町1番地10 フェスティオ五月橋ガーデンア 703号

再生債務者 仲島 泰弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

**令和8年（再イ）第2号**

鹿児島県南さつま市坊津町坊7472番地54  
再生債務者 徳留 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月14日まで

鹿児島地方裁判所知覧支部

**令和7年（再イ）第299号**

横浜市西区宮崎町3番地3 Rising Place桜木町3番館102号

再生債務者 佐々木俊彦

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和8年（再イ）第7号**

富山市下番101番地32  
再生債務者 村上 龍介

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

富山地方裁判所民事部

**令和8年（再イ）第2号**

石川県野々市市矢作3丁目169番地1 MAC野々市コート608号

再生債務者 小林 憲史

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

金沢地方裁判所民事部

**令和8年（再イ）第5号**

兵庫県姫路市飾磨区英賀宮町2丁目112番地リバーサイドプレス夢ガーデン301（従前住所）同県同市阿保甲868-1-202

再生債務者 岩田 征弥

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月20日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和8年（再イ）第14号**

兵庫県姫路市別所町小林330番地31  
再生債務者 安保 祐希

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月20日まで

神戸地方裁判所姫路支部

**令和8年（再イ）第7号**

香川県高松市太田上町696番地17  
再生債務者 鈴木 一弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前9時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月13日まで

高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年（再イ）第58号**

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野1165番地9  
再生債務者 倉重 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月7日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和8年(再イ)第1号**

大分県中津市大字宮夫110番地19  
再生債務者 橋下 和輝

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月20日まで  
大分地方裁判所中津支部個人再生係

**令和8年(再イ)第7号**

宮崎市大字細江4657番地1  
再生債務者 前田 陽一

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月14日まで  
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和8年(再イ)第13号**

福井市花堂中1丁目7番20号 ビブレ花堂801号室  
再生債務者 窪田裕美子

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで  
福井地方裁判所

**令和7年(再イ)第236号**

埼玉県川口市安行出羽1丁目13番17号  
再生債務者 安藤 正和

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第13号**

埼玉県戸田市美女木2丁目17番地の1(ファミール27-506号室)  
再生債務者 桐生 龍征

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第16号**

埼玉県鴻巣市宮前51番地1(旧住所埼玉県鴻巣市雷電1丁目6番17-101号 コンフォール ヴィラ)  
再生債務者 東 侑生

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第36号**

さいたま市桜区西堀5丁目4番31号 シャインウエスト105  
再生債務者 岡田 佳大

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年4月28日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第8号**

兵庫県西宮市山口町上山口4丁目14番16号  
再生債務者 栗原 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部

**令和7年(再イ)第219号**

埼玉県川口市大字差間280番地の9  
再生債務者 近藤 康弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第21号**

埼玉県入間市大字上藤沢571番地17  
再生債務者 三苫 真吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月28日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和8年(再イ)第4号**

千葉県佐倉市稲荷台2丁目5番地14  
再生債務者 池田 幸平

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第34号**

千葉県富津市大堀1232番地38  
再生債務者 大沢 英継

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和7年(再イ)第32号**

神奈川県横須賀市池上4-11-10  
再生債務者 伊東 雄基

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
横浜地方裁判所横須賀支部

**令和7年(再イ)第82号**

岐阜市岩崎2丁目5番18号  
再生債務者 村山 玲子

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
岐阜地方裁判所

**令和8年(再イ)第3号**

岐阜県羽島郡岐南町平島9丁目92番地(クローバー 103号室)  
再生債務者 鈴木 博徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
岐阜地方裁判所

**令和8年(再イ)第10号**

名古屋市北区中味鏡2丁目511番地の1 宝マンション中味鏡403号  
再生債務者 丹下 広幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(再イ)第50号**

愛知県あま市下萱津砂入586番地 谷建アパート 303号  
再生債務者 岡 慎一

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第11号**

愛知県みよし市三好町大坪74番地8 タウン21 D棟105号

再生債務者 金城 裕二

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和8年（再イ）第2号**

北海道苫小牧市東開町4丁目3番40号

再生債務者 坂田 優樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月1日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和8年（再イ）第14号**

神奈川県厚木市小野498番地7

再生債務者 浅川 胤美

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和8年（再イ）第18号**

神奈川県平塚市めぐみが丘2丁目13番26号

再生債務者 重松 和憲

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和8年（再イ）第1号**

長野県上田市古里724番地12

再生債務者 中山 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

長野地方裁判所上田支部

**令和8年（再イ）第24号**

静岡県駿河区北丸子2丁目37番1号

再生債務者 岡本 有加

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年4月30日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和8年（再イ）第5号**

鳥取県境港市外江町1930番地1

再生債務者 竹内 晴美

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで

鳥取地方裁判所米子支部

**令和8年（再イ）第3号**

愛媛県今治市立花町1丁目4番50号

再生債務者 藤澤 菊江

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

松山地方裁判所今治支部

**令和7年（再イ）第77号**

大阪府泉南郡熊取町つばさが丘東1丁目1番1号

再生債務者 YAMATO学習塾こと 木下純一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月16日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月20日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年（再イ）第83号**

茨城県水戸市住吉町135番地の4 ラフレシールB棟203号

再生債務者 友田 和仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで

水戸地方裁判所

**令和8年（再イ）第54号**

東京都大田区新蒲田2-22-20-201

再生債務者 沼田 湧樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（再イ）第85号**

大阪府和泉市小田町1丁目7番17号

再生債務者 北原 祐二

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和8年（再イ）第11号**

大阪府阪南市桃の木台6丁目22番地の14

再生債務者 三ツ石光伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月7日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和8年（再イ）第2号**

福島市野田町7丁目13番37号サンヴェルジュ野田301（従前の住所）新潟県三条市桜木町

16番26号ラ・テルパール桜木E-201号

再生債務者 藤川 隆行

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月13日まで

福島地方裁判所

**令和8年（再イ）第5号**

群馬県高崎市浜尻町751番地11

再生債務者 繪内 優華（旧姓前田）

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月13日まで

前橋地方裁判所高崎支部

**令和8年（再イ）第2号**

川崎市中原区新城3丁目2番5号 グラティチュード武蔵新城 503

再生債務者 村田 久栄

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月13日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年（再イ）第3号**

山梨県韮崎市藤井町北下條1020番地1

再生債務者 藤原 圭汰

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月20日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和8年(再イ)第4号**

長野市大字小鍋10番地27  
再生債務者 西澤 俊彦  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月28日から令和8年5月7日まで  
長野地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第30号**

岐阜県可児市土田38番地2 ハートフルマン ション シトラス301  
再生債務者 梅田 賢二  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで  
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和8年(再イ)第34号**

京都市左京区一乗寺松田町155番地  
再生債務者 中村洋一郎  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第587号**

大阪府豊中市曾根南町2丁目5番48-702号  
再生債務者 夷 祐介  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第71号**

大阪府東大阪市吉原2丁目3番36号 リーガルハイツ 902号  
再生債務者 G-CREATEこと 江崎 裕介

1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再イ)第5号**

兵庫県加西市北条町栗田91番地の3 シティコート藤枝202号  
再生債務者 藤澤 寛  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
神戸地方裁判所社支部

**令和8年(再イ)第18号**

広島市西区打越町12番6-502号  
再生債務者 松本 成一  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(再イ)第1号**

広島県尾道市美ノ郷町三成187番地1 グリーンヴィアB201  
再生債務者 酒池 孝  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
広島地方裁判所尾道支部

**令和7年(再イ)第62号**

鹿児島市皆与志町1821番地4  
再生債務者 米倉 正浩  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月13日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和8年(再イ)第1号**

鹿児島県鹿屋市吾平町麓2112番地1  
再生債務者 新村 夕貴  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月7日まで  
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**令和7年(再イ)第44号**

石川県野々市市稲荷2丁目185番地 サンク・カルティエ302号  
再生債務者 神戸 一馬  
1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第5号**

山口県防府市大字新田1445番地の8  
再生債務者 田中 優介  
1 決定年月日時 令和8年3月19日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで  
山口地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第14号**

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3353番地2  
再生債務者 高木健太郎  
1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで  
福岡地方裁判所直方支部

**令和8年(再イ)第27号**

北九州市門司区原町別院10番3-306号  
再生債務者 佐藤 孝侍  
1 決定年月日時 令和8年3月19日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年4月30日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**小規模個人再生による再生手続廃止**

**令和7年(再イ)第50号**

鹿児島市新栄町27番19号  
再生債務者 本山 竜樹  
1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和8年3月17日  
鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

**令和6年(再イ)第546号**

大阪市西成区天下茶屋東2丁目5番13号(営業所の住所 大阪市西成区萩之茶屋2-3-8)  
再生債務者 松屋うどん店こと 中原 眞美  
1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和8年3月18日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第21号**

岐阜県美濃加茂市下米田町西脇411番地1  
再生債務者 黒木 博  
1 主文 本件再生手続を廃止する。  
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。  
令和8年3月19日 岐阜地方裁判所御嵩支部

**給与所得者等再生による再生手続開始**

**令和8年(再口)第3号**

大阪府八尾市植松町5丁目16番21号  
再生債務者 木村 忠貴  
1 決定年月日時 令和8年3月18日午後3時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで  
4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(再口)第1号**

広島市南区丹那町65番7号  
再生債務者 帆足 有布

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(再口)第2号**

広島市東区牛田旭2丁目20番1-608号  
再生債務者 吉田 恵

- 1 決定年月日時 令和8年3月18日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(再口)第4号**

金沢市横山町22番21-1号  
再生債務者 出水 正幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

金沢地方裁判所民事部

**令和8年(再口)第1号**

香川県三豊市仁尾町仁尾丁877番地1  
再生債務者 植岡 秀和

- 1 決定年月日時 令和8年3月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月30日から令和8年5月14日まで

高松地方裁判所観音寺支部

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取****令和7年(再口)第10037号**

東京都足立区東伊興1-12-6  
再生債務者 須賀 直子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べる事ができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月6日まで  
令和8年3月18日

東京地方裁判所民事第20部

**給与所得者等再生による再生計画認可****令和7年(再口)第10044号**

東京都品川区小山7-1-4-216  
再生債務者 飯間佑一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月9日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年3月17日

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再口)第12号**

埼玉県新座市栗原3丁目1番18号 光和ハイ  
ツ203号室  
再生債務者 安達 友紀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年3月17日

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再口)第2号**

金沢市鈴見台2丁目28番30号  
再生債務者 大嶋 健也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年3月19日 金沢地方裁判所民事部

**令和7年(再口)第4号**

岡山県倉敷市大島154番地1 プレジール大  
島B-203  
再生債務者 伊藤 諒(旧姓大山)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和8年3月19日 岡山地方裁判所倉敷支部

**給与所得者等再生による再生計画取消****令和3年(再口)第1号**

群馬県伊勢崎市下舐町699番地4 ハイツA  
KBR-1-107(認可決定時の住所) 富山  
県魚津市大海寺新171番地  
再生債務者 滝川 博司

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和3年6月23日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。  
令和8年3月18日 富山地方裁判所魚津支部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年(チ)第8号**

東京都目黒区五本木2丁目21番11号  
申立人 石橋産業株式会社  
(閉鎖事項全部証明書上の住所) 埼玉県桶川  
市寿二丁目1番7号  
(不動産登記記録上の住所) 埼玉県桶川市寿  
二丁目1番7号  
所在等不明共有者 八木醸造株式会社  
届出期間満了日 令和8年7月6日

令和8年3月17日 長野地方裁判所松本支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 北安曇郡白馬村大字北城字ワタノ  
地番 4895番40  
地目 山林  
地積 696平方メートル  
所在等不明共有者の持分 10分の2

- 2 所在 北安曇郡白馬村大字北城字ワタノ  
地番 4895番45  
地目 山林  
地積 266平方メートル  
所在等不明共有者の持分 2分の1

- 3 所在 北安曇郡白馬村大字北城字ワタノ  
地番 4895番47  
地目 山林  
地積 158平方メートル  
所在等不明共有者の持分 2分の1

**所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることとなります。

**令和7年(チ)第1号**

大分県日田市大字小野2091番地

申立人 井上正一郎

住所・居所 不明

(最後の住所・不動産登記記録上の住所) 大

分県日田市大字小野2101番地

所在等不明共有者 亡井下タマ相続財産

届出期間満了日 令和8年7月16日

令和8年3月17日 大分地方裁判所日田支部  
(別紙) 物件目録

- 1 所在 日田市大字花月字石河内  
地番 4063番1  
地目 山林  
地積 38155平方メートル  
亡井下タマ相続財産の共有持分 20分の1
- 2 所在 日田市大字花月字石河内  
地番 4063番3  
地目 山林  
地積 43873平方メートル  
亡井下タマ相続財産の共有持分 20分の1
- 3 所在 日田市大字花月字石河内  
地番 4063番4  
地目 公衆用道路  
地積 173平方メートル  
亡井下タマ相続財産の共有持分 20分の1

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

#### 令和8年(チ)第1号

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号  
申立人 埼玉県  
代表者知事 大野 元裕  
住所・居所 不明  
所有者 坂田 万吉  
届出期間満了日 令和8年5月18日  
令和8年3月18日

さいたま地方裁判所熊谷支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 深谷市山河字東町  
地番 1004番3  
地目 畑  
地積 18平方メートル

#### 令和7年(チ)第25号

東京都港区港南1丁目2番70号品川シーズンテラス25階  
申立人 公益財団法人J K A  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 調布市小島町1005番地  
所有者 大形 周次

届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月18日 東京地方裁判所立川支部

#### (別紙) 物件目録

所在 調布市小島町三丁目  
地番 84番11  
地目 公衆用道路  
地積 49平方メートル

#### 令和8年(チ)第3号

横浜市中区本町4丁目43番地A-PLACE  
馬車道7F  
申立人 株式会社スマイ  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 東京都港区北青山二丁目7番11号  
所有者 日東不動産株式会社

届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月18日

横浜地方裁判所第3民事部

#### (別紙) 物件目録

所在 横浜市南区大岡一丁目  
地番 1852番2  
地目 畑  
地積 182平方メートル

#### 令和7年(チ)第37号

石川県珠洲市上戸町北方1字6番地の2  
申立人 珠洲市長 泉谷満寿裕  
住所・居所 不明  
(亡川中きくみの最後の住所) 石川県珠洲市野々江町ホ部22番地2  
(不動産登記記録上の住所) 珠洲市野々江町ホの部22番地  
所有者 亡川中きくみ相続財産

届出期間満了日 令和8年5月15日

令和8年3月16日 金沢地方裁判所輪島支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 珠洲市野々江町ホ部  
地番 22番2  
地目 畑  
地積 353平方メートル

#### 令和7年(チ)第17号

山梨県南アルプス市小笠原376  
申立人 南アルプス市  
住所・居所 不明  
(亡花輪忠義の最後の住所) 山梨県笛吹市春日居町鎮目147番地14 志村コーポ・A-102号室  
(亡花輪忠義の不動産登記記録上の住所) 中巨摩郡若草町鏡中條475番地

所有者 亡花輪忠義相続財産

届出期間満了日 令和8年5月17日

令和8年3月17日 甲府地方裁判所民事部

#### (別紙) 物件目録

所在 南アルプス市鏡中條字中河原  
地番 4382番  
地目 畑  
地積 511平方メートル

#### 令和8年(チ)第1号

長野県南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地  
申立人 南牧村長 有坂 良人  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 東京都豊島区長崎6丁目18番1号18コーナー101号  
(不動産登記記録上の住所) 東京都豊島区長崎6丁目18番1号  
所有者 赤城 孝子

届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月16日 長野地方裁判所佐久支部

#### (別紙) 物件目録

所在 南佐久郡南牧村大字海ノ口字西牧場  
地番 2242番479  
地目 山林  
地積 1019平方メートル

#### 令和8年(チ)第3号

島根県江津市二宮町神村274番地1  
申立人 森崎 勲  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 島根県江津市二宮町神主ハ305番地6  
(不動産登記記録上の住所) 江津市大字神主2035番地  
所有者 本藤 義朝

届出期間満了日 令和8年6月2日

令和8年3月16日 松江地方裁判所浜田支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 江津市二宮町神主  
地番 ハ305番6  
地目 宅地  
地積 138.84平方メートル

2 所在 江津市二宮町神主

地番 ハ314番2  
地目 雑種地  
地積 56平方メートル

#### 令和8年(チ)第1号

神奈川県相模原市南区文京2丁目20番18-2号  
申立人 鈴木久美子  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 大分県宇佐郡四日市町大字葛原145番地  
所有者 市丸 ウメ

届出期間満了日 令和8年5月15日

令和8年3月18日 大分地方裁判所中津支部

#### (別紙) 物件目録

所在 宇佐市大字葛原字屋敷  
地番 142番2  
地目 宅地  
地積 79.33平方メートル

### 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

#### 令和8年(チ)第2号

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1  
申立人 羽咋郡志賀町長 稲岡健太郎  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 石川県羽咋郡志賀町笹波オの78番地

不明所有者 亡野田吉晴相続財産

届出期間満了日 令和8年5月18日

令和8年3月17日 金沢地方裁判所七尾支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 羽咋郡志賀町笹波オ78番地  
家屋番号 未登記家屋  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建

床面積 203.57平方メートル

2 所在 羽咋郡志賀町笹波オ78番地

家屋番号 未登記家屋

種類 納屋

構造 木造瓦葺2階建

床面積 76.20平方メートル

#### 令和8年(チ)第3号

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1  
申立人 羽咋郡志賀町長 稲岡健太郎  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 石川県金沢市新神田二丁目6番8-2号  
所有者 亡野中政春相続財産

届出期間満了日 令和8年5月17日

令和8年3月17日 金沢地方裁判所七尾支部

#### (別紙) 物件目録

所在 羽咋郡志賀町里本江参七13番地30、13番地29、13番地41  
家屋番号 13番30

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 170.37平方メートル

2階 72.87平方メートル

(附属建物の表示)

符号 1

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 29.81平方メートル

2階 19.87平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十二月二十三日 掲載頁 一二三頁(号外第二八〇号) (乙) 確定した最終事業年度はありません。 令和八年三月三十日 仙台市青葉区春日町六番一五号

(甲) 株式会社ジー・アイ・ピー 代表取締役 佐藤 寿彦 (乙) 株式会社佐藤資産管理 代表取締役 佐藤 寿彦 仙台市青葉区春日町六番一五号

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 千葉県木更津市東中央一―一三T.Sビル五階B号 (甲) 合同会社たのしい会社 代表社員 宇井喜代美 千葉県我孫子市本町二丁目六―三秋元ビル六〇―一 (乙) 合同会社ハタラク 代表社員 宇井喜代美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 東京都港区浜松町二丁目二番一五号 (甲) ヒントワークス合同会社 代表社員 加藤 善春 東京都港区浜松町二丁目二番一五号 (乙) ライタス合同会社 代表社員 加藤 善春

(甲) ヒントワークス合同会社 代表社員 加藤 善春 (乙) ライタス合同会社 代表社員 加藤 善春

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号 (甲) 合同会社インフイニトBS 代表社員 吾郷 太介 千葉県習志野市津田沼五丁目一三番四号 津田沼ハイライズ八〇九号 (乙) 合同会社buena vista 代表社員 吾郷 太介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号 (甲) 合同会社インフイニトBS 代表社員 吾郷 太介 兵庫県尼崎市塚口本町二丁目三番七号 (乙) 合同会社paso primo 代表社員 吾郷 太介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー相模原店における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月三十日 掲載頁 二十一頁 http://www.itoyokado.co.jp/company/investors/kesan/index.html (乙) 令和八年三月三十日 東京都品川区南大井六丁目二七番一八号 (甲) 株式会社クリエイトリンク 代表取締役 井上 了徳 東京都千代田区二番町八番地八 (乙) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 真船 幸夫

(甲) 株式会社クリエイトリンク 代表取締役 井上 了徳 (乙) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 真船 幸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の家工房事業以外の事業に関して有する一切の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二日 掲載頁 六頁 令和八年三月三十日 東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号 (甲) 株式会社ヒトスケ 代表取締役 小比田隆太 東京都中央区日本橋本石町三丁目一番二号 (乙) 株式会社HITOSUKE 代表取締役 小比田隆太

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。 (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済 令和八年三月三十日 東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号 (甲) 株式会社K864 代表取締役 溝上 雅俊 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五―一番七号 (乙) 株式会社ザッパラス 代表取締役 溝上 雅俊

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。 効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ZENMAとします。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号 マガザン三軒茶屋二―三F―13 合同会社ZENMA 代表社員 光岡 達哉

合同会社ZENMA 代表社員 光岡 達哉

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。 組織変更後の商号は株式会社SHINWAとします。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 東京都中野区南台四丁目三番一六―一〇二号 合同会社REAL ESTATE SHINWA 代表社員 柳澤 宏紀

- 合同会社REAL ESTATE SHINWA 代表社員 柳澤 宏紀

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 東京都新宿区四谷三栄町四番一四号ラシクラス四谷二〇―一 トライフロンティア合同会社 代表社員 稲葉 徳康

- トライフロンティア合同会社 代表社員 稲葉 徳康

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することになりました。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和八年三月三十日 東京都港区高輪四丁目二三番六号ハイホー△高輪七〇八 合同会社宏和商事 代表社員 隆志龍太郎

- 合同会社宏和商事 代表社員 隆志龍太郎

組織変更公告

当組は、令和八年三月二十八日開催の総会の決議により、株式会社組織変更することになりました。 効力発生日は令和八年六月一日です。 この組織変更に関する権利義務は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。 令和八年三月三十日 新潟県上越市中郷区岡沢一五四一番地一 農事組合法人おがざわ 理事 岡田 豊

- 農事組合法人おがざわ 理事 岡田 豊

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日  
大阪府東淀川区西淡路一丁目一九  
ビジネス新大阪七〇四号  
合同会社 trinitario  
代表社員 吾郷 太介

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日  
大阪府門真市小路町一一番三号  
合同会社セイザン不動産  
代表社員 若山 純

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十日の総会において認可地縁団体に組織変更することを決議いたしました。

組織変更後の名称は、助野甲組自治会とします。効力発生日は令和八年七月一日です。

この組織変更の決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いておきます。

令和八年三月三十日  
兵庫県姫路市夢前町助野一二五番地の一  
助野甲組生産森林組合  
組合長理事 福井 福治

組織変更公告

当組合は、令和八年三月二十日の総会において認可地縁団体に組織変更することを決議いたしました。

組織変更後の名称は、助野乙組自治会とします。効力発生日は令和八年七月一日です。

この組織変更の決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いておきます。

令和八年三月三十日

兵庫県姫路市夢前町助野七四六番地の一  
助野乙組生産森林組合  
組合長理事 鈴木 康久

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日  
徳島県徳島市佐古八番町三番二〇号  
合同会社ODOROKI  
代表社員 山下 克斗

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日  
熊本市東区若葉四丁目一四番一三三号  
合同会社L A U R A  
代表社員 斉藤ラウラ

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十日  
広島市南区仁保沖町一番三三三号  
株式会社マルサン  
代表取締役 鳴輪 英司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十九万九千八百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和八年三月二十四日  
掲載頁 三頁  
令和八年三月三十日  
東京都渋谷区神山町二二一八

代表取締役 小倉 一葉  
KEEN株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十八日  
掲載頁 一五二頁(号外第一七一号)  
令和八年三月三十日  
東京都港区赤坂一丁目八番一号  
株式会社スカパー・ピクチャーズ  
代表取締役 長内 敦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三十日  
京都市伏見区深草西浦町一丁目一五十六  
YUYUビル二C  
代表取締役 楊 艾羅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十一月二十六日  
掲載頁 五十二頁(号外第二五八号)  
令和八年三月三十日  
大阪府中央区北浜東二番一〇号  
丸一株式会社  
代表取締役 富岡 市子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年五月一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.kawakami-paint.co.jp/>

令和八年三月三十日

兵庫県尼崎市塚口本町二丁目四一番一号  
川上塗料株式会社  
代表取締役 西村 聡一

当社は、社員の退社に伴う持分払戻しのため、資本金の額を十千万円減少し一千五百五十万円とすることにいたしました。

なお、上記持分払戻しは、当社の剰余金の額を超えるものであります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十日  
鳥取県鳥取市雲山二一〇番地四  
とっとり環境エネルギーアイアンズ合同会社  
代表社員 株式会社ウエストエネルギーソリューション職務執行者 荒木 健二

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十二億五千四百九十四万四千三百七十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.izuky.co.jp/company/financial.php>  
令和八年三月三十日  
静岡県伊東市八幡野一五一番地  
伊豆急行株式会社  
代表取締役社長 土方 健司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一億七千八百円減少し、それぞれ九千万円、一億二千二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報  
掲載の日付 令和八年三月二日  
掲載頁 九十頁(号外第四十二号)  
令和八年三月三十日  
東京都港区南青山五丁目四番三〇号  
株式会社実業の日本総合研究所  
代表取締役 坂本 康治

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月三十日  
埼玉県川越市田町三二番地一  
武州瓦斯株式会社  
代表取締役社長 原 敏成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月三十日  
東京都千代田区内神田一丁目二番七号楠本第一八ビル七階  
株式会社エイ・エス・アイ総研  
代表取締役 中村 健二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月三十日  
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉二一四五番地の五  
日本プレス工業株式会社  
代表取締役 吉田 竜平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。  
令和八年三月三十日  
岐阜県恵那市東野二二〇〇番地の二  
協和物流株式会社  
代表取締役 高木 良直

限定承認公告

本籍栃木県那須烏山市高瀬四九四番地、最後の住所栃木県那須烏山市大金七六三番地  
被相続人 亡 塩野 裕児

右被相続人は令和七年十二月二十一日頃から三十一日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年三月十七日宇都宮家庭裁判所本庁にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年三月三十日

神奈川県横浜市港北区大豆戸町八〇三番地  
二大倉山ハイム七号棟三〇二号室  
限定承認者 西川 由佳

限定承認公告

本籍大阪府堺市中区陶器北一五一四番地、最後の住所大阪府堺市中区陶器北一五一四番地  
被相続人 亡 児山有紀子

右被相続人は令和七年九月十八日死亡し、その相続人は令和八年三月二十三日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。  
令和八年三月三十日  
大阪府豊中市岡上の町三丁目二番七号  
相続財産清算人 児山 裕彦

暗号資産交換業の一部廃止の公告

当社は、令和八年六月一日をもって暗号資産交換業において取扱う「メイカー（以下「MKR」といいます。）」および「ソーラー（以下「SXP」といいます。）」の取扱いを廃止することといたしました。

令和八年三月三十日時点でお客様からのMKRにかかるお預け入れ資産はございません。令和八年三月三十日時点で当社が管理するSXPにかかるお預け入れ資産につきましては、令和八年六月一日午後十二時まで引出し（出庫）機能を利用して当社より引出しを行うことができます。令和八年六月一日の引出し期間終了時点で当社が管理するSXPにかかるお預け入れ資産につきましては、以下のとおり、返還手続きを行います。

一 お客様のSXPは、当社が適当と判断する時期および方法により返還いたします。  
以上、資金決済に関する法律第六十三条の第三項の規定により公告いたします。  
令和八年三月三十日  
東京都千代田区二番町九一三  
Binance Japan株式会社  
代表取締役 千野 剛司

効力発生日（時刻）変更公告

当社は、日本時間令和八年四月一日午前九時予定の株式交付の効力発生日（時刻）を日本時間令和八年四月一日午前八時に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十日  
東京都品川区西品川一丁目一番一住友不動産大崎ガーデンタワー  
ARCHION株式会社  
代表取締役 河野 昌俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九十六億三千四百四十二万九千円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/wikokankansai2>  
令和八年三月三十日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七号  
UI Konan Kansai 2 特定  
目的会社  
取締役 金谷 正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億三百二十七千円減少することいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/wikoto>  
令和八年三月三十日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七号  
UI Koto 特定目的会社  
取締役 金谷 正文

訂正公告

令和七年八月八日（号外第一八一号六十一ページ）掲載の独立行政法人都市再生機構令和六事業年度財務諸表に関する公告中、各勘定別の利益の処分又は損失の処理の状況について、次のとおり訂正する。  
科目欄のうち「II 損失(含)繰越」を「II 繰越(含)繰越」に訂正する。  
科目欄のうち「II 損失(含)繰越」を「II 繰越(含)繰越」に訂正する。

都市再生勘定欄の「I」 損失処理額 9,879,953,547」を「I 利益処分額 1」及び「積立金取崩額 9,879,953,547」を「積立金」及び「III 次期繰越欠損金(Δ)」を「III 次期繰越欠損金(Δ)」と訂正する。  
宅地造成等経過勘定欄の「II 損失処理額 1」を「II 利益処分額 3,503,778,480」及び「積立金取崩額 1」を「積立金 3,503,778,480」に訂正する。

合計欄の「II 損失処理額 9,879,953,547」を「II 利益処分額 3,503,778,480」及び「積立金取崩額 9,879,953,547」を「積立金 3,503,778,480」及び「III 次期繰越欠損金(Δ)」を「III 次期繰越欠損金(Δ)」と訂正する。  
令和八年三月三十日  
神奈川県横浜市中央区本町六丁目五〇番地一  
独立行政法人都市再生機構  
理事長 石田 優

取消公告

令和八年三月九日掲載の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。  
令和八年三月三十日  
東京都港区南青山五丁目四番三〇号  
株式会社実業の日本総合研究所  
代表取締役 坂本 康治

正誤

ページ	行	誤	正
二上	二〇	対応する	順次対応する
〃	改正後欄	又は診療所	診療所又はオンライン診療所
〃	改正前欄	又は診療所	診療所
〃	改正後欄	又は診療所	診療所又はオンライン診療
九	〇	往診又はオンライン診療	往診及びオンライン診療
四号		(保安林の指定をする件)	
(原稿誤り)	五二	二四三三二二まで	二三一一一まで、 字青電沢二三二